

- 本資料は情報提供を目的としたものであり、特定の商品を推奨または勧誘するものではありません。
- 本資料に記載のデータは、信頼できる情報に基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性については保証するものではありません。
また、グラフの結果数値については、原則として出典元のデータをそのまま掲載していますので、四捨五入により合計が100%にならないものがあります。
- 本資料に記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。
また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。



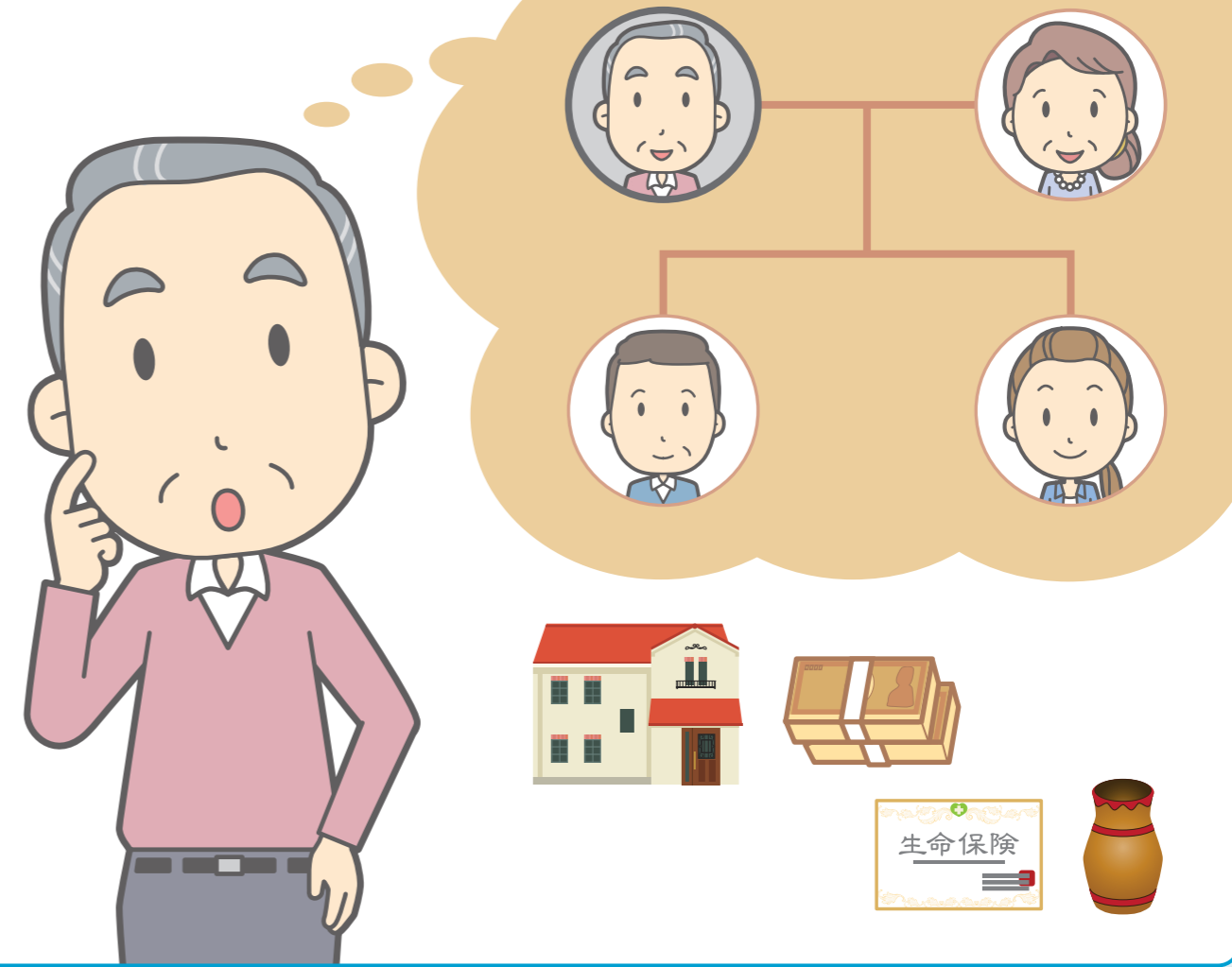
監修：鴨田真一郎(公認会計士・税理士)

相続準備編

保険活用編

資料編

大切なご家族に財産をどうのこしますか？



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

将来の資金準備を検討するうえで、公的保険制度について理解を深めることが重要です。

公的保険制度はこちらからご確認ください。



[お問合せ先]

[資料作成]

2025年4月版



第一フロンティア生命保険株式会社
 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
 日比谷フォートタワー
 電話 0120-876-126

F1447-14 コンサルティング推進部S24-0231 (2025.1.8)



- 目次 -

相続準備編

「相続準備」として考えておきたい3つのポイント P.3-4

- 1 遺産分割準備 P.5-8
- 2 現金の準備 P.9-10
- 3 相続財産の評価 P.11-16

保険活用編

生命保険で相続準備ができることをご存じですか? P.17-18

- 1 お金に宛名をつけられます P.19
- 2 すぐに使えるお金が準備できます P.20
- 3 相続税額を軽減する効果があります P.21-22

具体的な生命保険の活用イメージ P.23-24

生命保険を活用した相続準備(応用編) P.25-27

資料編

相続準備チェックシート P.28

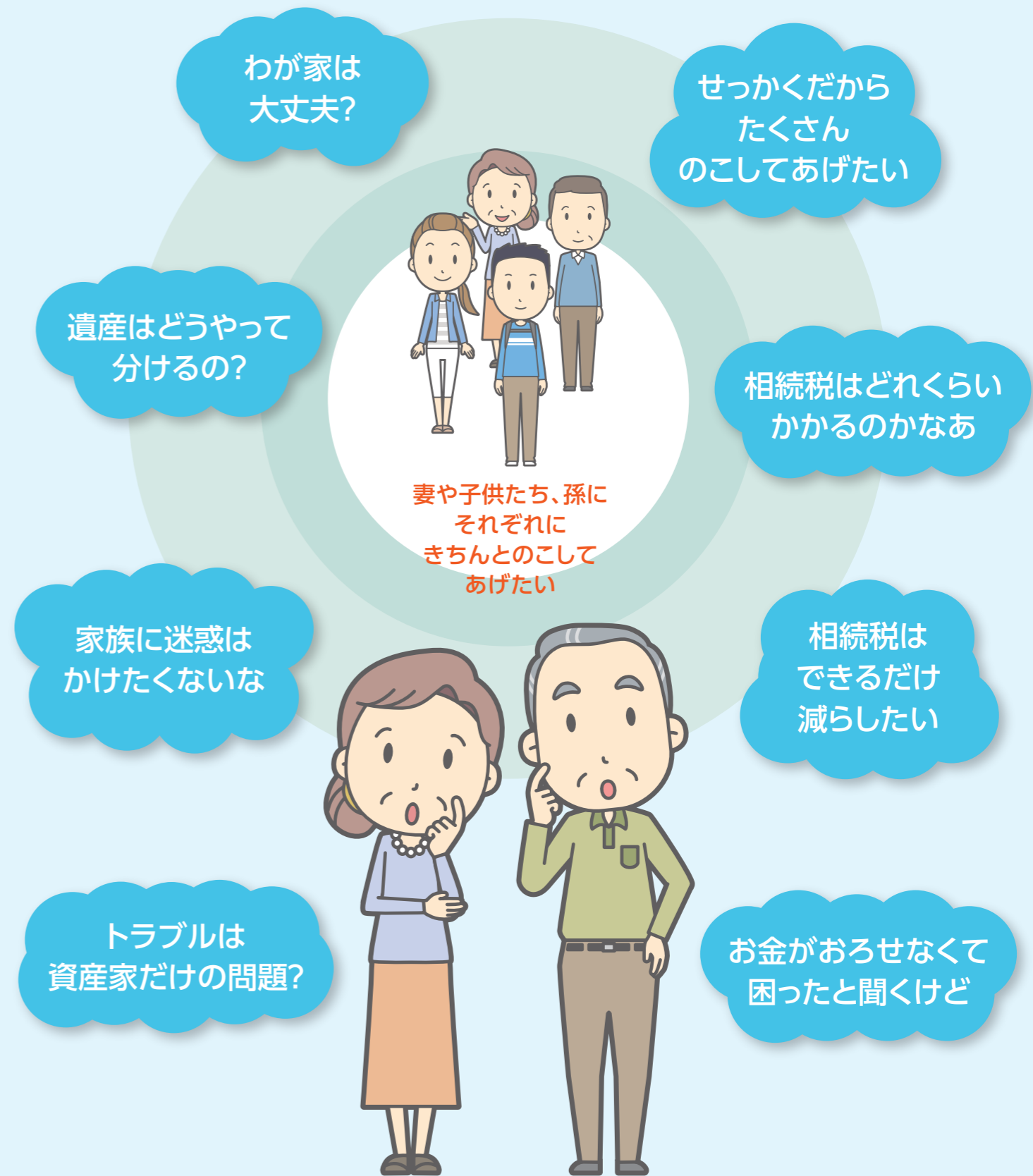
相続についてもっと知りたい P.29-32

<2019~20年施行>相続法改正の概要①② P.33-36

相続の用語解説 P.37-38

相続税額早見表 P.39-40

「相続」と聞いて、何を思いますか？



「思い」はいろいろありますが、その準備は3つに整理できます。



1 遺産分割準備

「だれに」「何を」「どれだけ」のこすか、考えておきましょう。

民法では…原則として、“相続財産は相続人間の協議により自由に分割できる”とされています。

遺産の分割内容は、遺産分割協議という遺族間の話し合いで決まります。



“ご本人”の「この人にのこしたい」
想いがあっても…



“残されたご家族”に
それぞれの想いがあっても…



相続が発生してしまうと、
その想いが実現するとは限りません。

遺産分割事件(家事調停・審判)の新受件数

18,066件(1995年比約1.9倍)

最高裁判所「司法統計年報(家事編)」(令和5年度)

5-8ページへ

2 現金の準備

相続発生後、
すみやかに使える 現金を確保しましょう。

相続が発生すると、被相続人の預金口座は現金化が難しくなる場合があります。



預金は、誰が相続するかを遺族で話し合っていない場合があります。

*2019年7月1日より、預貯金の引き出しには一部緩和する方策が施行されました。 P35

〈遺産分割協議対象の財産(例)〉

預貯金 有価証券 不動産

相続財産の名義変更や現金化には遺産分割協議が必要となり、手間と時間がかかります。

当面の生活費や葬儀費用など、すぐ使えるお金が必要になります。



葬儀費用 約 **118.5万円**

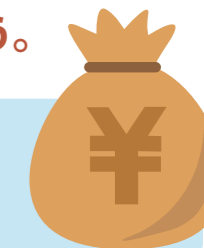
鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査」(2024年) *斎場利用料などの基本料金、飲食費、返礼品の合計

9-10 ページへ

3 相続財産の評価

万一の場合に相続税がかかるか、ご自分の財産を把握しましょう。

万一の場合、被相続人の相続財産を評価します。



基礎控除額を超えると相続税が発生します。

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

〈相続財産評価上、特別な注意が必要な財産(例)〉 P11

宅地 借地権 非上場株式
貸宅地 公社債 生命保険・年金
自用家屋 貸家 ゴルフ会員権

相続財産が多額になるほど相続税の負担は大きくなります。



相続税課税対象となる被相続人1人あたりの

平均納付額 約 **1,930万円**

国税庁「令和5年分における相続税の申告実績の概要」

11-16ページへ

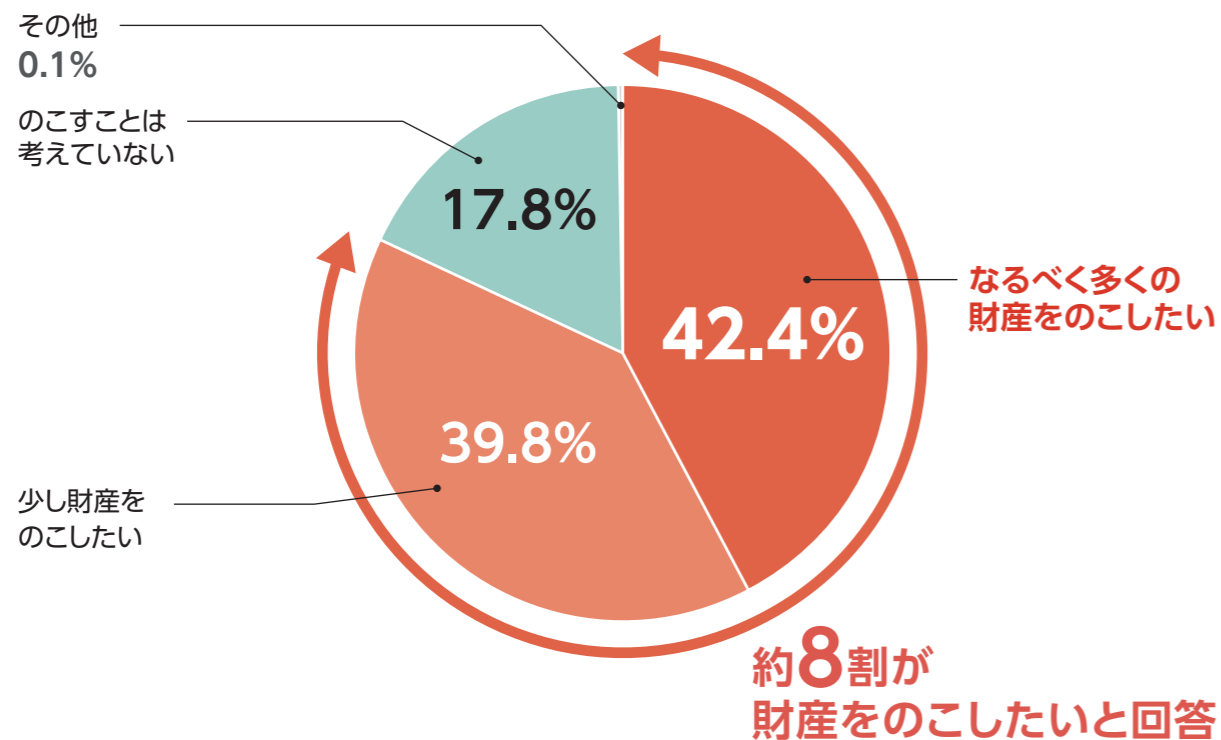
3つのポイントをふまえ、相続準備を考える必要があります。



遺産についての考え方



みんな
どう考えて
いるんだろう?

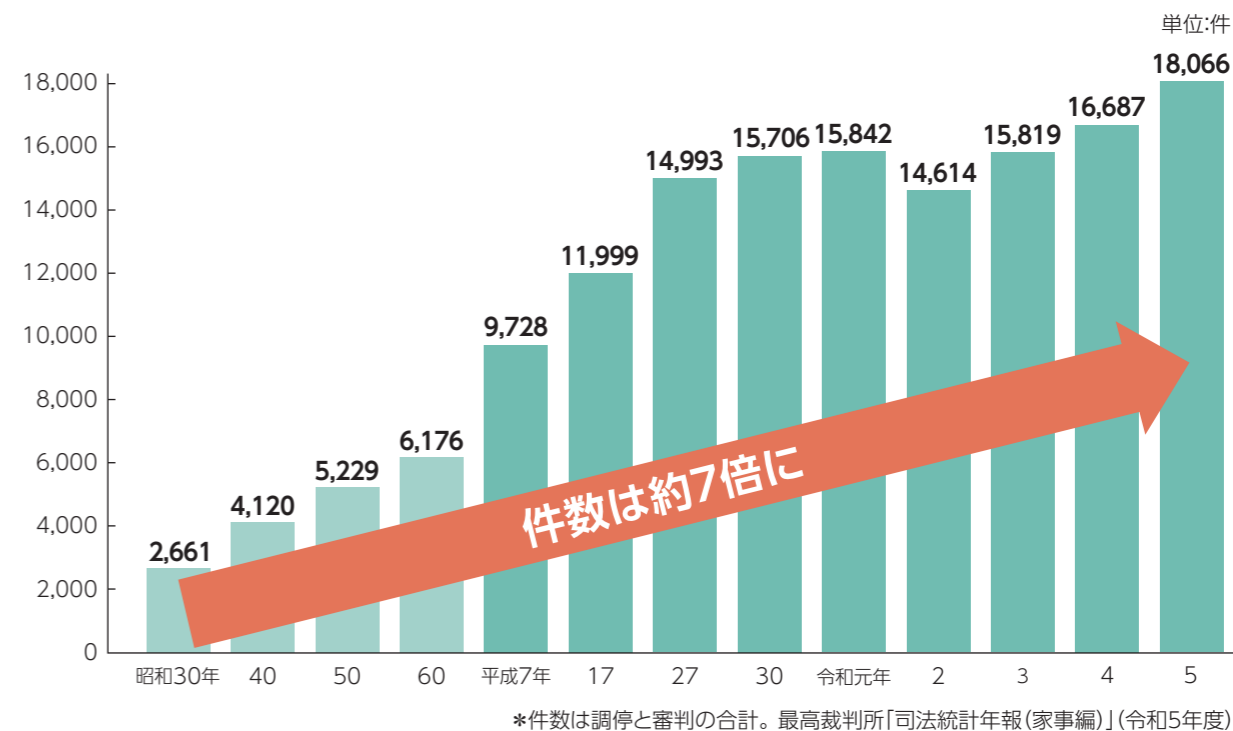


(株)エフピー教育出版「令和3年 サラリーマン世帯生活意識調査」(子どもに財産を残したいか)

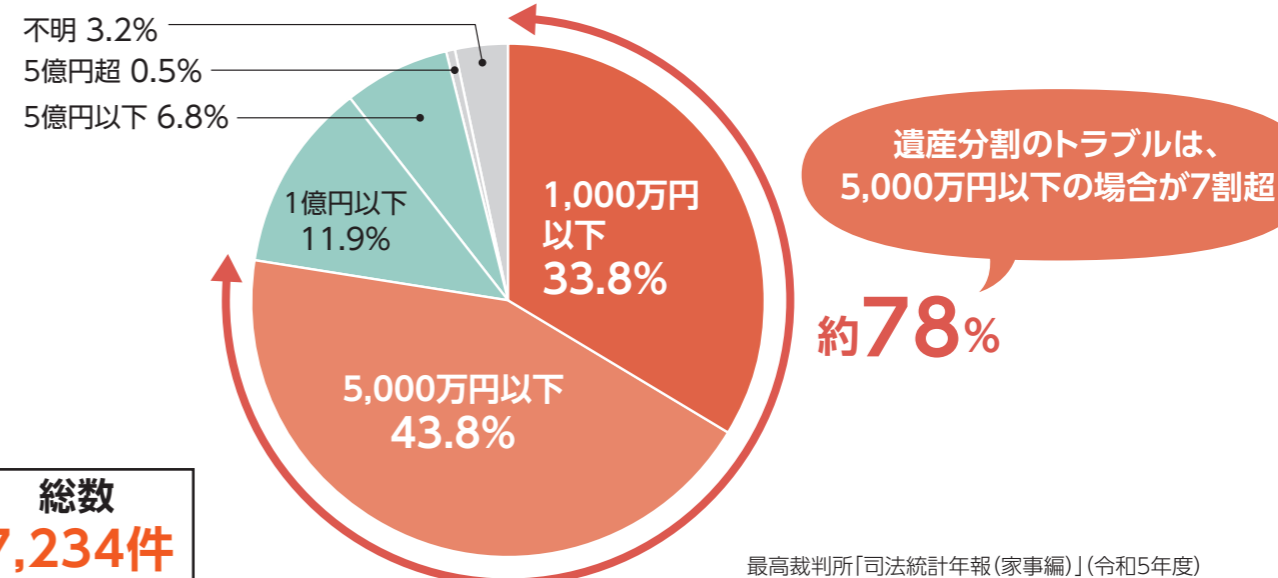
遺産分割事件(家事調停・審判)の新受件数の推移



トラブルは
増加傾向
なんだね

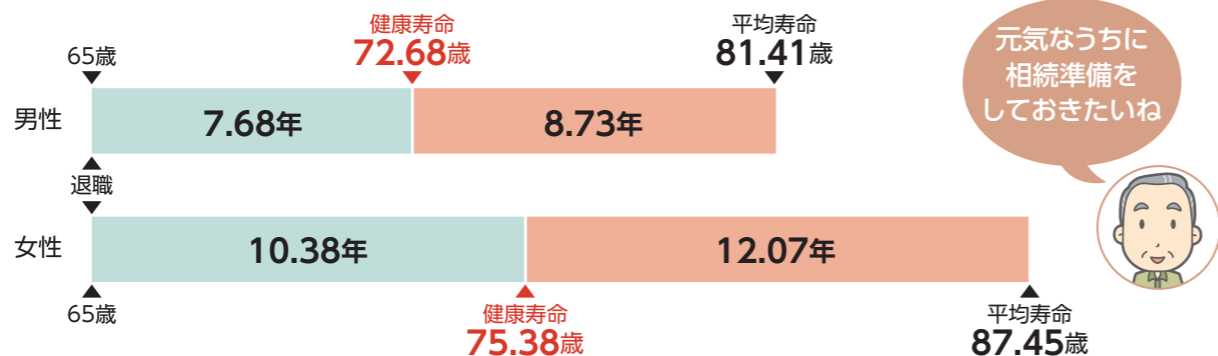


遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(遺産の価額別)



参考 退職(65歳)から健康寿命までの期間

健康寿命とは：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。



厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料(令和3年12月)」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

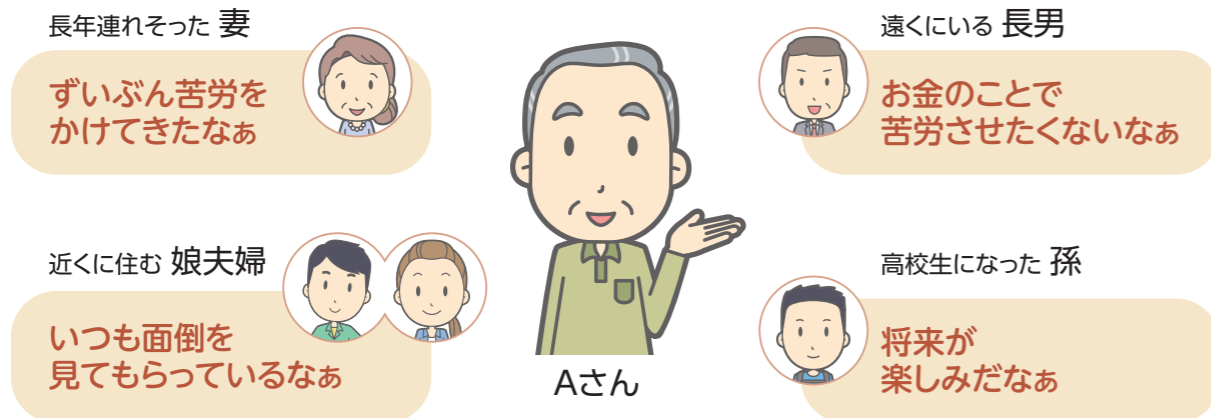
「だれに」「何を」「どれだけ」のこすのか。他にもない“お客さまご自身”の問題です。



[Aさんの場合]

“ご本人”の想いがあっても…

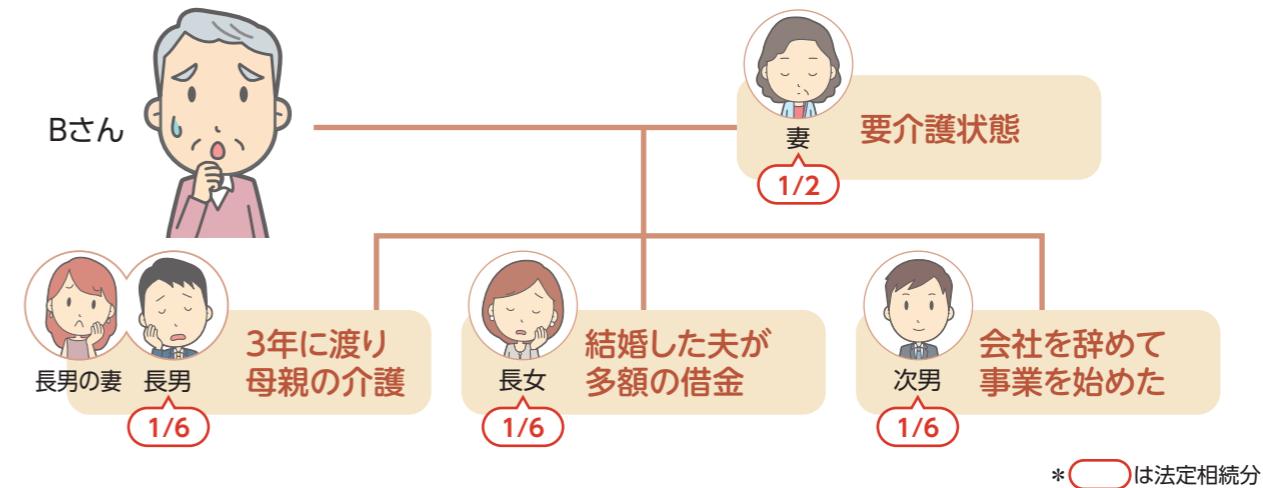
ご家族への想いはさまざまです。想いを叶えたいですね。



[Bさんの場合]

“残されたご家族”にそれぞれの想いがあっても…

家族間だからこそめるケースも少なくありません。法定相続分の分け方で全員納得するのでしょうか??



協議によっては、
のこしたい人に必ずのこせるとは限りません

- 相続財産は通常、相続人同士の話し合い(遺産分割協議)により分割しなければなりません。

*原則、遺言書がある場合は、遺言書を優先します。P32



- 遺産分割協議の際には、法定相続分が遺産の分け方の目安になります。P29

	配偶者あり	配偶者なし
子どもあり	配偶者(1/2)と子ども(1/2)	子ども(全部)
子どもなし、親は健在	配偶者(2/3)と父母(1/3)	父母(全部)
子どもなし、親は死亡	配偶者(3/4)と兄弟姉妹(1/4)	兄弟姉妹(全部)

*配偶者以外の同順位の相続人が2人以上いる場合、その相続人の相続分は原則として均等です。

- “ご本人”の意思が反映されるとは限りません。

全員が納得するように遺産分割が決まるとは限りません

- 話し合いがまとまらないと、決着までに時間がかかります。

遺産分割事件の
平均審理期間

令和4年に終局した事件を対象

12.9か月

最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第10回)」

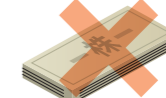
- スムーズに遺産分割ができないと大変です。

相続財産の処分は
できません。

不動産の売却



株式の売却



*1人でも反対する人がいたら協議は成立せず、財産は共有状態のままです。

相続税の特典が
受けられません。

配偶者の税額軽減

P30

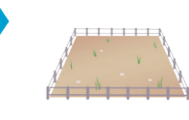


小規模宅地等の評価減



相続税の延納・物納

P31

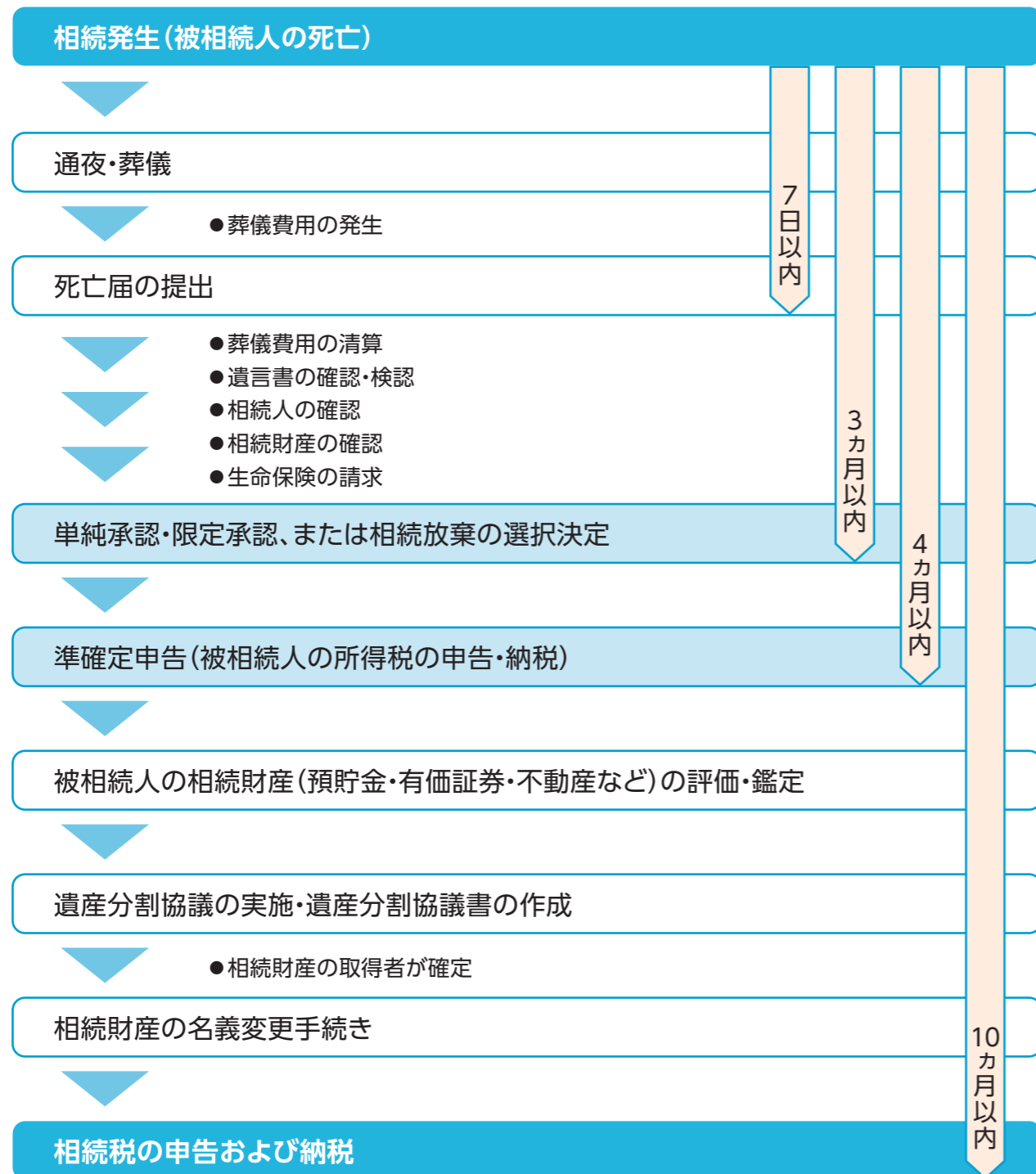


“ご本人”のご家族への想いをかなえ、“残されたご家族”が困らないように生前の準備が大切です!



相続発生から相続税申告までのスケジュール

相続税の申告・納税までの過程には、多くの手続きや対応が必要です。



預貯金の引き出しには時間がかかることがあります

〈相続発生後「預貯金の引き出し」に必要な書類(例)〉

- 「遺産分割協議書」または、「審議書」「決定書」
- 「遺言書」がある場合はその写し
- 相続人全員の「印鑑証明書」「戸籍謄本」
- 被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書(出生から死亡までの連続したもの)
- 遺言執行選任の審判があるときは「審判書」
- 「預金証書」「通帳」「カード」など

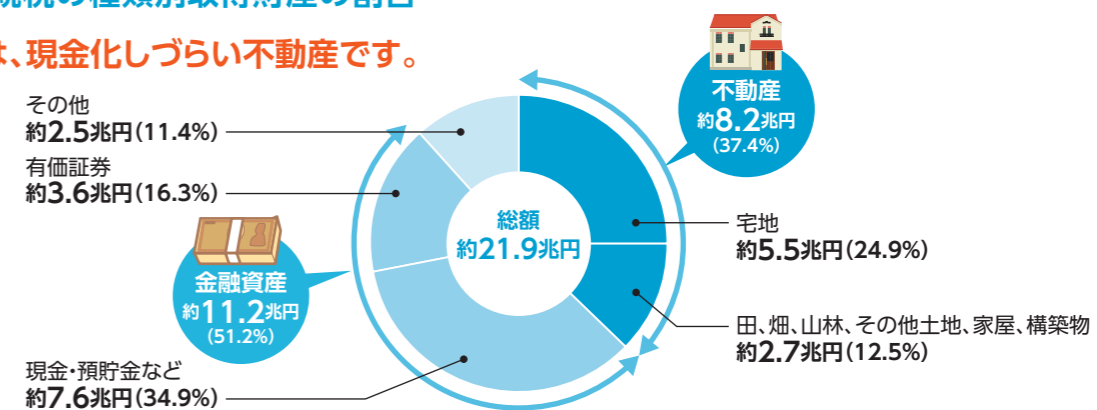
*金融機関によって取扱いが異なる場合があります。

*2019年7月1日より、預貯金の引き出しには一部緩和する方策が施行されました。P35

- 相続発生後、10ヵ月以内に申告・納税が間に合わないと、原則として延納・物納が選べなくなります。
- そもそも、10ヵ月以内に分割協議がまとまらないと、原則として相続財産の処分ができず、相続税の特典(配偶者の税額軽減 P30・小規模宅地等の評価減 P31)も受けられません。

参考1 相続税の種類別取得財産の割合

4割近くは、現金化しづらい不動産です。



国税庁「第148回 国税庁統計年報」(令和4年度版)をもとに作成

参考2 相続税申告遅れ・漏れの場合

- 申告が遅れると「無申告加算税」がかかります。
- 申告をただで税の納付が遅れると、一定の「延滞税」が課せられます。
- 申告漏れなどにより修正申告をした場合、増加する相続税額に対し「過少申告加算税」*1が課せられます。

*1 税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告した場合には課せられません。

*隠ぺいした事実があると認められた場合などは「重加算税」が課せられます。

相続税の実地調査*2が入ると、8割以上が申告漏れを指摘されています。

*2 資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について実施。

実地調査件数	申告漏れ等の誤りを指摘された件数	実地調査1件あたり		
		割合	申告漏れ課税価格	追徴税額
8,556件	7,200件	84.2%	3,208万円	859万円

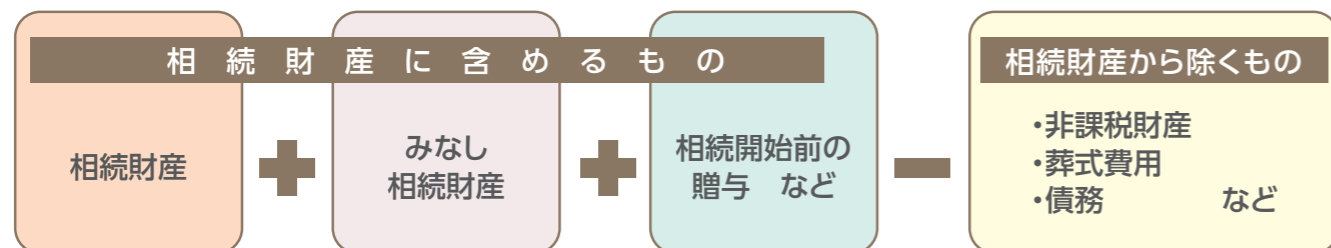
国税庁「令和5事務年度における相続税の調査等の状況」をもとに作成

相続発生後、すみやかに使える現金の準備をしましょう。



相続財産と評価

■ 相続税の課税対象となる財産



■ 相続財産の評価方法

財産分類	財産の種類	評価方法(概略)	
相続財産	金融資産	現金	相続開始日の残高
		預貯金	相続開始日の残高
		債券・投資信託	相続開始日の時価
		上場株式	相続開始日の時価など
		非上場株式(自社株)	類似業種比準方式、純資産価額方式など
	不動産	土地(市街地にある宅地)	路線価×宅地面積×補正率(路線価方式)
		土地(路線価のない宅地)	固定資産税評価額×所定の倍率(倍率方式)
		家屋	固定資産税評価額
	その他	ゴルフ会員権	取引相場の70%
		自家用車	下取り査定価格
家財一式		再調達に要する金額	
美術品・骨董品		鑑定価格または時価	
みなし相続財産	仏具・墓地	非課税	
	死亡保険金	受け取った死亡保険金	
相続開始前の贈与 など	死亡退職金	受け取った死亡退職金	
	暦年課税により贈与した財産	相続開始前3年~7年以内の贈与額(贈与時の価額)※1	
相続財産から除くもの	相続時精算課税制度により贈与した財産	贈与の累計額(贈与時の価額)※2	
	非課税財産	死亡保険金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数
		死亡退職金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数
	債務	葬式費用	葬式代金 実費
		借金・ローン	相続開始日の残高
未払金・税金		相続開始日の残債	

※1 2024年1月1日以降の贈与財産については、相続財産への加算期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。

ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

※2 2024年1月1日以降の贈与財産については、毎年の基礎控除110万円までは相続財産に加算されません。

ご自身の財産を確認してみましょう

(年 月時点)

金融資産(現金・預貯金)

財産の種類	金融機関	支店	口座番号	残高(円)

金融資産(債券・投資信託・株式)

財産の種類	発行会社・銘柄等	金融機関	支店	数量	評価額(円)

不動産

* 固定資産税の納税通知書等をご参照ください。

財産の種類	住所	面積(m ²)	評価額(円)

その他

内容	金額(円)	内容	金額(円)

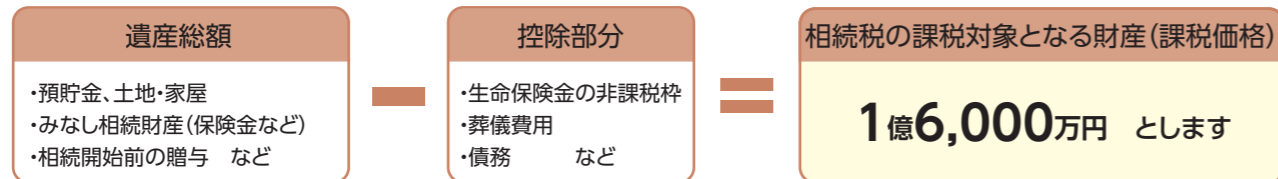
生命保険

保険種類	保険会社	契約者	被保険者	受取人	死亡保険金額(円)

相続税の計算方法の概要

前提 相続人を配偶者・子2人とした場合

ステップ1 遺産総額から、相続税の課税対象となる財産を算出します



*相続税の課税対象となる財産と評価方法 P11

ステップ2 課税遺産総額を算出します



$3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人 } 3人)$

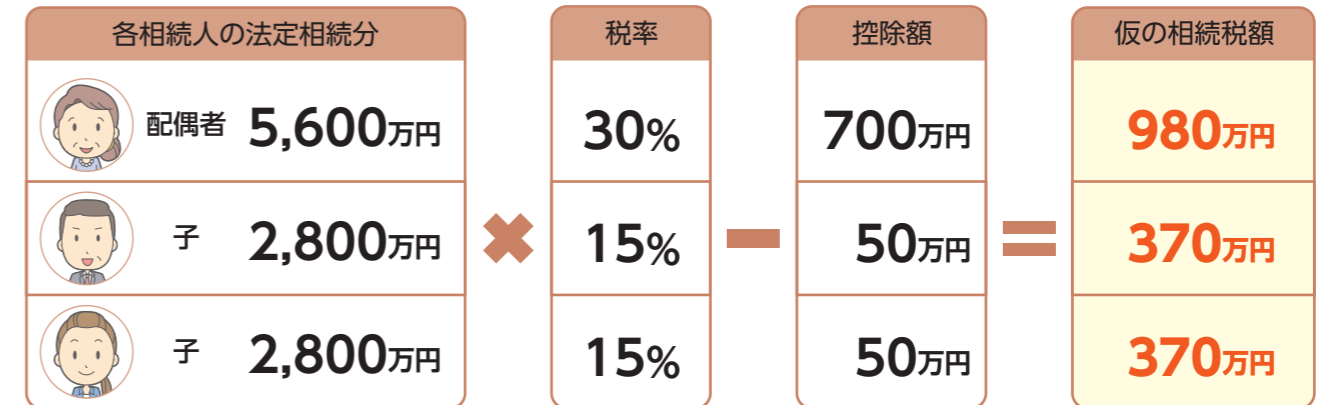
ステップ3 各相続人の仮の相続税額を計算します

1 課税遺産総額を法定相続分どおりに分割したと仮定します



2 各相続人の法定相続分に、相続税の税率を乗じて、各相続人ごとの「仮の相続税額」を計算します

*相続税の税額速算表 P15



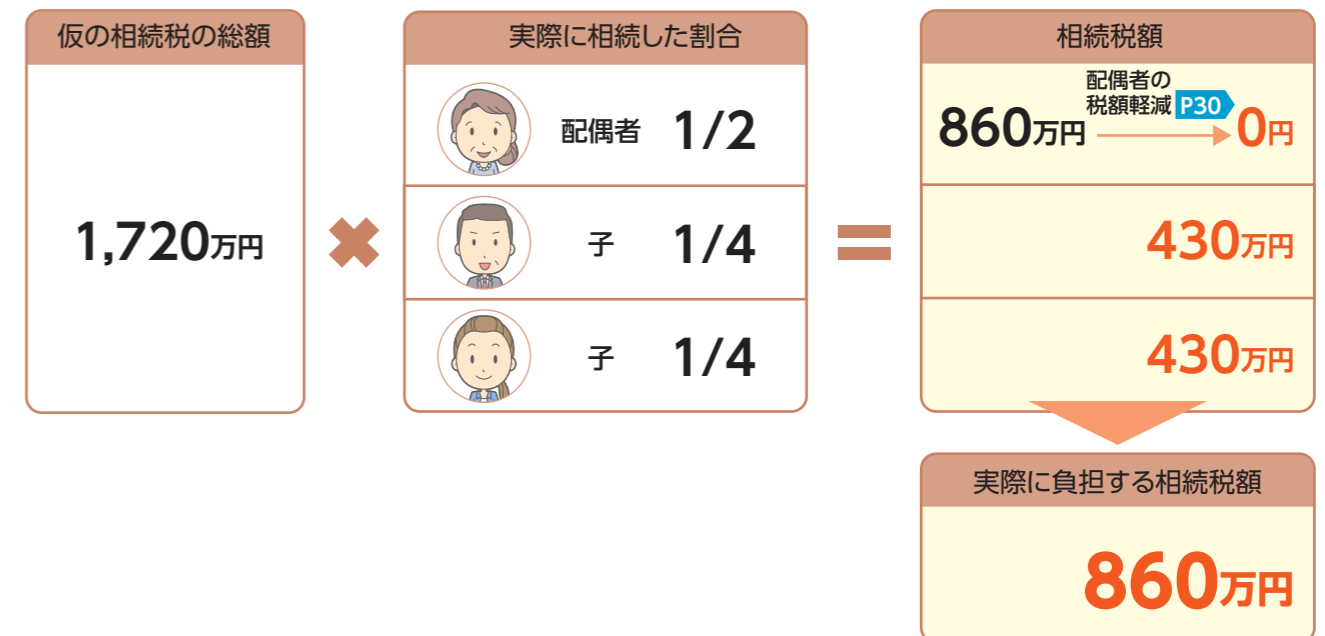
⚠ 税率は「課税遺産総額」に乗じるのではありません。

3 仮の相続税の総額(各相続人の「仮の相続税額」の合計)を計算します



ステップ4 各相続人が実際に負担する相続税額を算出します

仮の相続税の総額を、各人が実際に相続した遺産の課税価格の割合に応じて、按分します
(ここでは、法定相続分どおりに相続したケース)



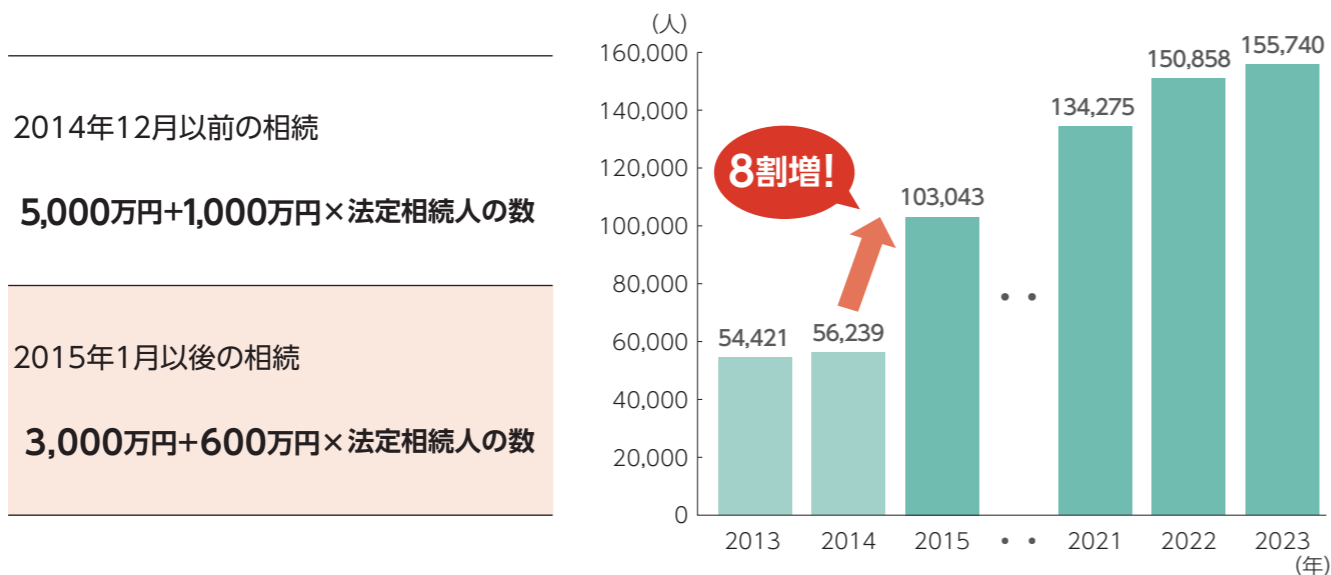
万一の場合に相続税がかかるか確認しましょう。



3 相続財産の評価(その3)

参考 相続税の課税対象者の推移

2015年の税制改正により、相続税の基礎控除額が引き下げられ、課税対象となった方が増加しました。



2014年12月以前の相続

5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

2015年1月以後の相続

3,000万円+600万円×法定相続人の数

[国税庁] 2013～2015年:「相続税の申告状況について」各年版 / 2021・2022・2023年:「相続税の申告事績の概要」をもとに作成

参考 相続税の税額速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

一次相続と二次相続

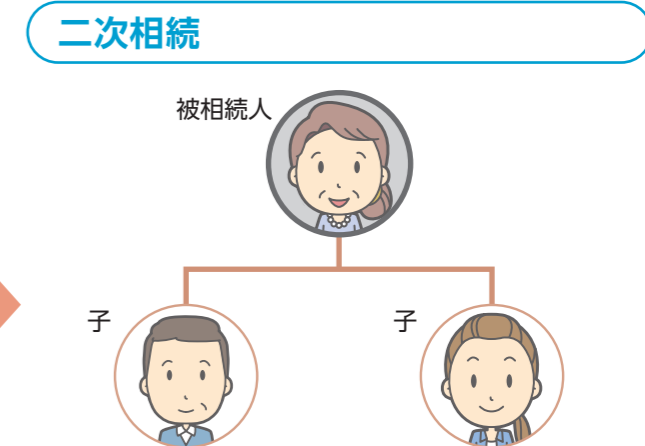
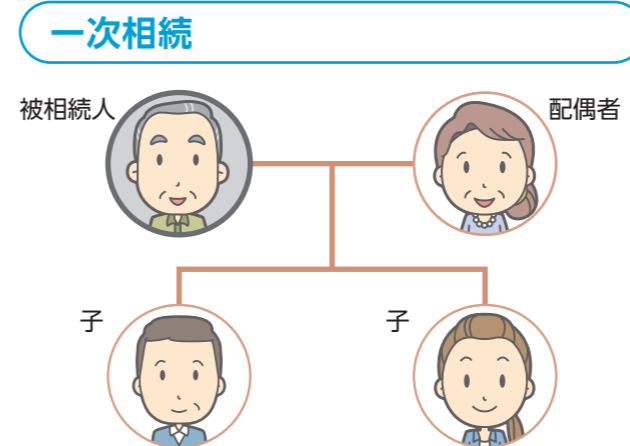


二次相続の方が負担がふえるって本当?

- ご夫婦の一方が亡くなった後、のこされた配偶者の相続のことを一般に二次相続といいます。
- 一般的に、二次相続は、一次相続と比べて主に以下の特徴があります。
 - ① 配偶者の税額軽減 P30 が使えない。
 - ② 被相続人の法定相続人が1人減るため、基礎控除や生命保険金の非課税枠が1人分減る。
- 一次相続時の分割方法によって、二次相続まで含めた相続税の総額が変わる場合もあります。

■ 遺産総額1億6,000万円の場合 (P13-14) の例

* 配偶者固有の財産はないものと仮定しています。



分割の仕方	相続税額A	
	配偶者	子(2名合計)
ケース① 配偶者に1億6,000万円	0円	0円
ケース② 配偶者に8,000万円 子に4,000万円ずつ	0円	860万円
ケース③ 子に8,000万円ずつ	0円	1,720万円

分割の仕方	相続税額B	A,Bの合計額
	子(2名合計)	
子に8,000万円ずつ	2,140万円	2,140万円
子に4,000万円ずつ	470万円	1,330万円
新たに引継ぐ資産なし	0円	1,720万円

「配偶者の税額軽減」を適用すると、配偶者の相続分には相続税の課税なし

一次相続時の分割方法によっては、二次相続まで含めた相続税負担が重くなることも…

二次相続では一次相続と比較して相続税負担が重くなることもあるので、注意が必要です。



生命保険を活用することで、相続準備の3つのポイントに対応できます

1 遺産分割準備

生命保険を活用すれば…
死亡保険金受取人を指定できます。



お金の宛名をつけられます

契約時に死亡保険金受取人をあらかじめ指定することで、のこしたい人にのこせます。

〈遺産分割協議対象外の財産〉

生命保険



死亡保険金は受取人固有の財産となるため、原則遺産分割協議は不要



19ページへ

2 現金の準備

生命保険を活用すれば…
すみやかに死亡保険金を受け取れます。



すぐに使えるお金が準備できます

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人が保険会社に請求することですみやかに死亡保険金を現金で受け取れます。

相続発生時、手持ちの資産は どのようになる？

質問	生命保険※1	有価証券※2	預貯金
だれがいくら受け取るのか決めるのは？	保険契約者本人	相続人(協議分割) 遺言(遺贈)	相続人(協議分割) 遺言(遺贈)
いつ受け取れるの？	必要書類提出、確認後 おおむね5営業日程度	相続手続き終了後	相続手続き終了後※3
何を受け取るの？	現金(保険金)	有価証券	現金

※1 契約者、被保険者が同一人の場合に限ります。
※2 株式、債券、投資信託などをいいます。
※3 2019年7月1日より、預貯金の引き出し

には一部緩和する方策が施行されました。

20 ページへ

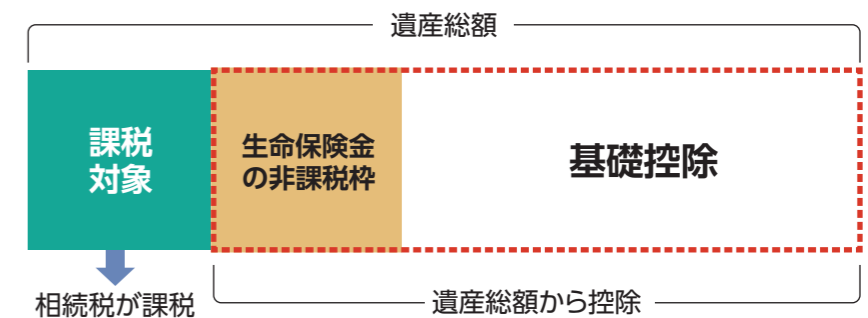
3 相続財産の評価

生命保険を活用すれば…
生命保険金の非課税枠があります。



相続税額を軽減する効果があります

生命保険の死亡保険金には非課税枠が設けられており、相続財産評価額を引き下げ、相続税額を軽減する効果があります。



21-22ページへ

生命保険を活用すれば… お金の宛名をつけられます

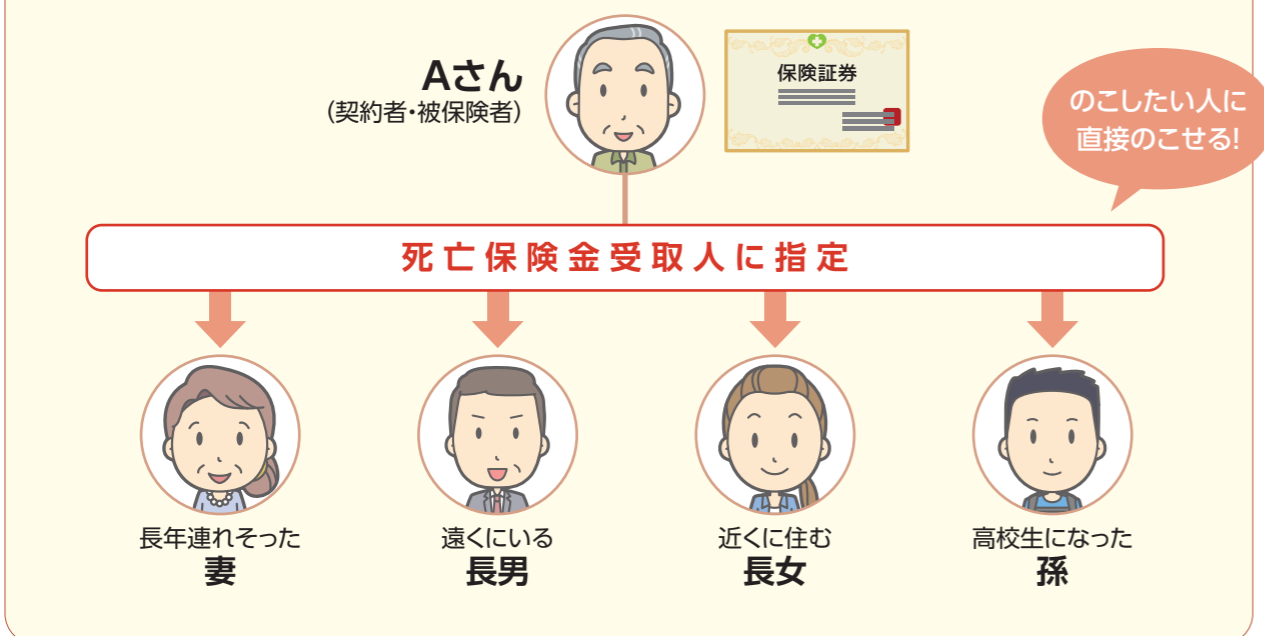
- 生命保険に加入し、のこしたい人を死亡保険金受取人に指定しておけば、受取人の請求により死亡保険金を受け取れます。

参考 生命保険申込書における死亡保険金受取人欄の例

死亡保険金受取人	続柄	受取割合
第一 花子	妻	100%

- 死亡保険金は**受取人の固有の財産**となり、原則遺産分割協議の対象外となります。
*相続人の中で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。
- 複数の受取人の指定、加入後の受取割合の変更なども可能です。
*保険会社によっては、「子どもの配偶者」なども受取人に指定することが可能です。

7ページのAさんの例で生命保険を活用すると…

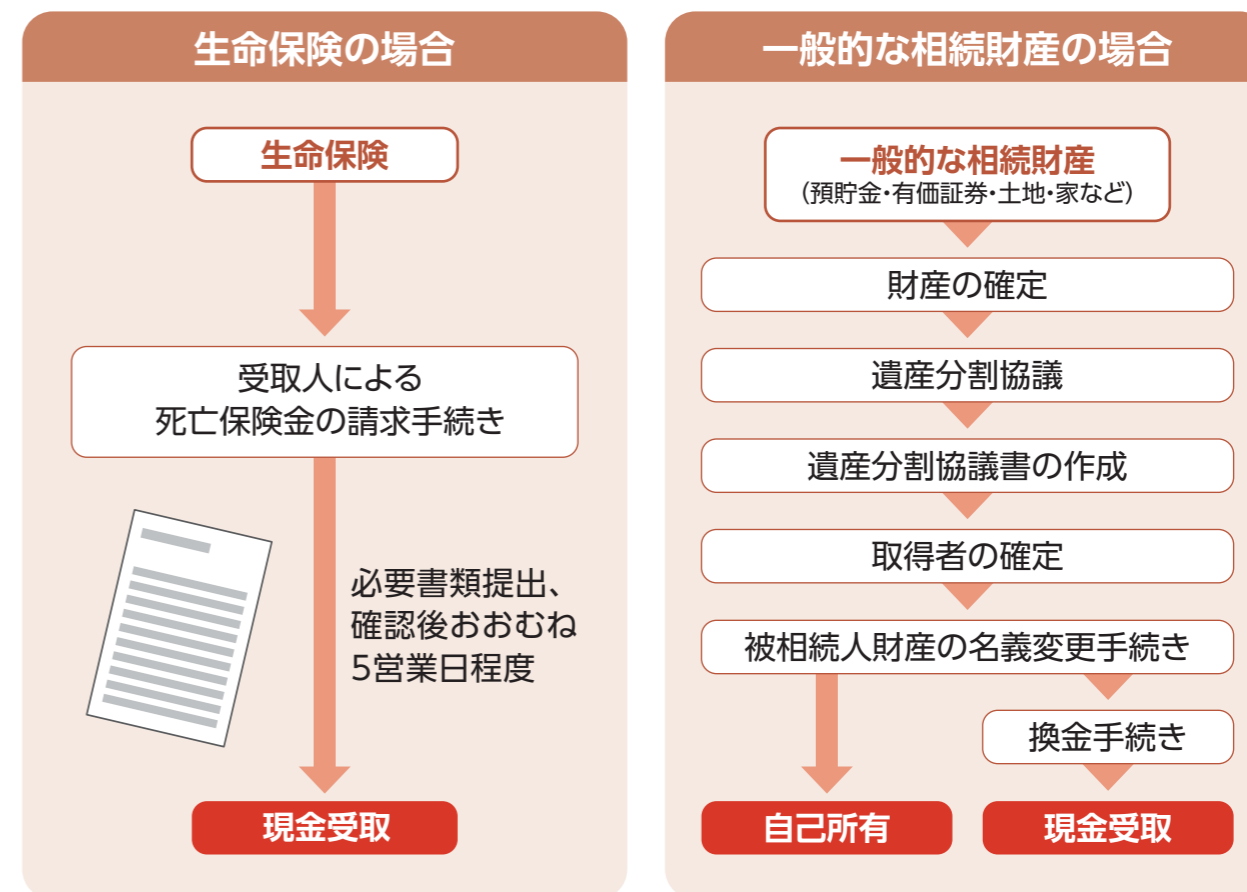


ご家族への想いを実現でき、「争族」防止にもつながります。



生命保険を活用すれば… すぐに使えるお金が準備できます

- 死亡保険金は、受取人からの請求手続きにより**比較的すみやかに支払われます**。



〈「死亡保険金の受取り」に必要な書類(例)〉

- 死亡保険金請求書
- 保険証券
- 死亡診断書

*保険会社によって異なる場合があります。

- 死亡保険金の受取りには、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書・戸籍謄本、被相続人の(生まれてから亡くなるまでの)戸籍謄本などは必要ありません。

当面の生活費や葬儀費用などを効果的に準備できます。



生命保険を活用すれば… 相続税額を軽減する効果があります

生命保険の死亡保険金には非課税枠が設けられています。

生命保険金の非課税枠

〈相続税法第12条〉

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

* 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

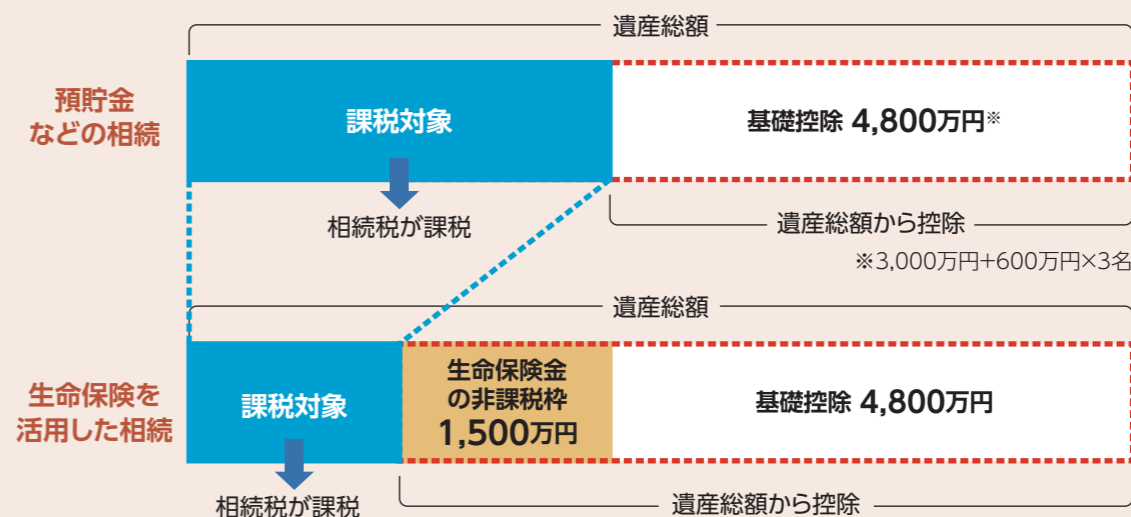
計算例 法定相続人が配偶者、長男、長女の3人の場合



500万円 × 3名 = 1,500万円が
相続税の非課税枠となります。

受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。

生命保険金の非課税枠の効果 (金額は左記Aさんの例)



生命保険を活用すれば、相続税の軽減効果が あるうえに、納税のための現金も準備できます。



生命保険を活用した効果 【 】カッコ内は法定相続人の数です

配偶者あり(一次相続)

(万円)

遺産総額 (基礎控除前)	子1人[2]			子2人[3]			子3人[4]		
	生命保険 未加入	1,000万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,500万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	2,000万円の 非課税枠活用	軽減効果
5,000万円	40	0	▲40	10	0	▲10	0	0	0
8,000万円	235	160	▲75	175	85	▲90	138	30	▲108
1億円	385	310	▲75	315	207	▲108	263	138	▲125
1.5億円	920	780	▲140	748	612	▲136	665	490	▲175
2億円	1,670	1,520	▲150	1,350	1,163	▲187	1,218	993	▲225
3億円	3,460	3,260	▲200	2,860	2,598	▲262	2,540	2,240	▲300
5億円	7,605	7,380	▲225	6,555	6,237	▲318	5,963	5,588	▲375

* 配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとします。他の税額控除は考慮していません。 * 子は成人とし、孫の養子縁組はない
* 法定相続分どおりに遺産を取得した場合の相続税額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。

配偶者なし(二次相続) P16

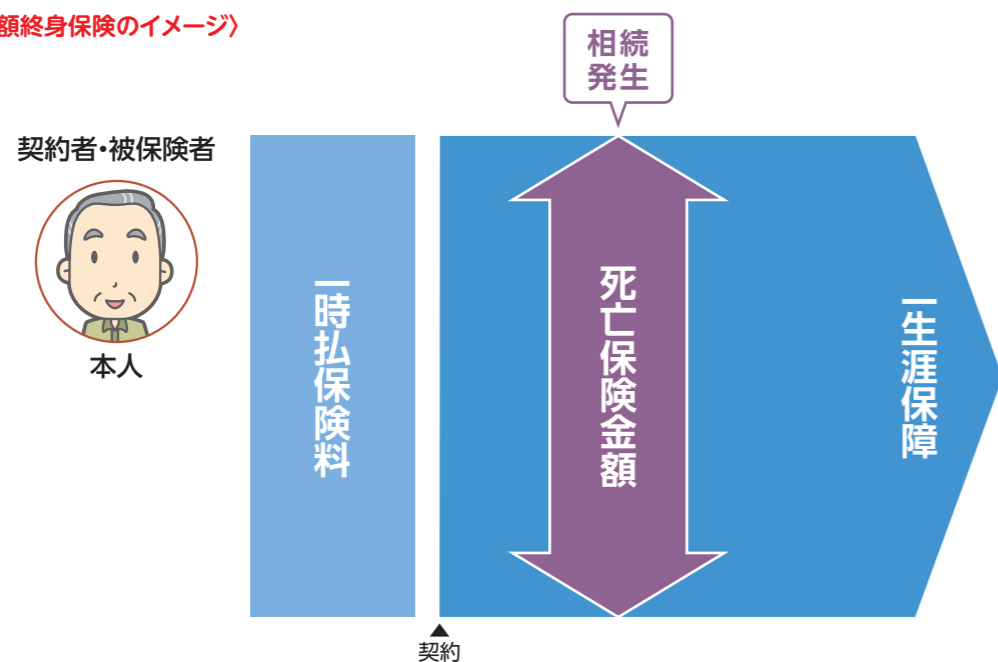
(万円)

遺産総額 (基礎控除前)	子1人[1]			子2人[2]			子3人[3]		
	生命保険 未加入	500万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,000万円の 非課税枠活用	軽減効果	生命保険 未加入	1,500万円の 非課税枠活用	軽減効果
5,000万円	160	90	▲70	80	0	▲80	20	0	▲20
8,000万円	680	580	▲100	470	320	▲150	330	170	▲160
1億円	1,220	1,070	▲150	770	620	▲150	630	405	▲225
1.5億円	2,860	2,660	▲200	1,840	1,560	▲280	1,440	1,155	▲285
2億円	4,860	4,660	▲200	3,340	3,040	▲300	2,460	2,140	▲320
3億円	9,180	8,955	▲225	6,920	6,520	▲400	5,460	5,010	▲450
5億円	19,000	18,750	▲250	15,210	14,760	▲450	12,980	12,380	▲600

ものとします。
* 税額は概算数値です。

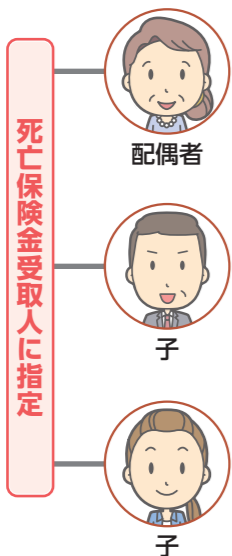
たとえば、一時払終身保険なら、
3つの相続準備ができます。

〈一般的な定額終身保険のイメージ〉



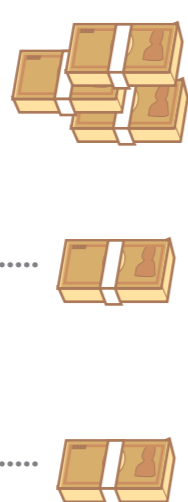
1 遺産分割準備

原則、遺産分割協議の対象外



2 現金の準備

スムーズな現金化



3 相続財産の評価

相続税法第12条

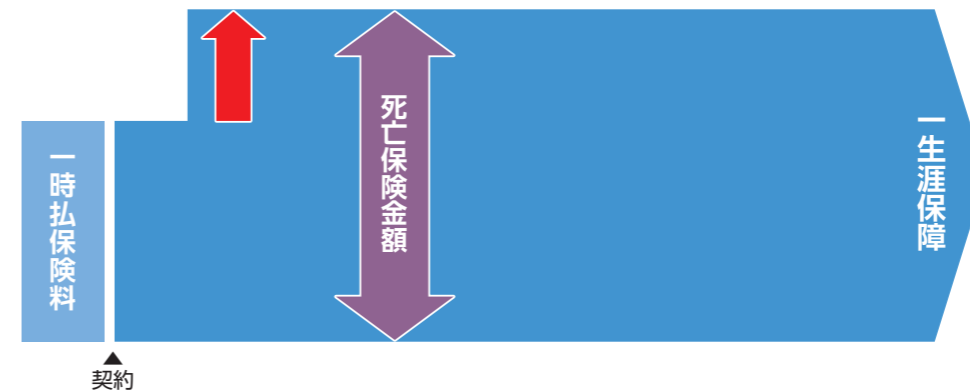


* 契約者 (= 保険料負担者) と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

しっかりのごすタイプ

一時払保険料を上回る死亡保障を得られるタイプの終身保険

〈一般的な定額終身保険(一定期間経過後に死亡保険金額が大きくなるタイプ)のイメージ〉



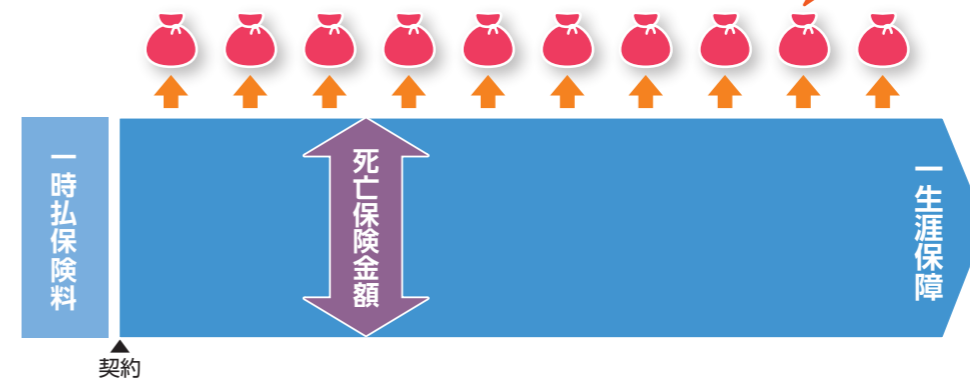
なるべく多く
のこしてあげたいね



受け取りながらのごすタイプ

毎年、定期的にお金を受け取りながら、
一時払保険料相当額の死亡保障を得られるタイプの終身保険

〈一般的な定額終身保険(定期受取タイプ)のイメージ〉



ふえた分を定期的に
受け取れる

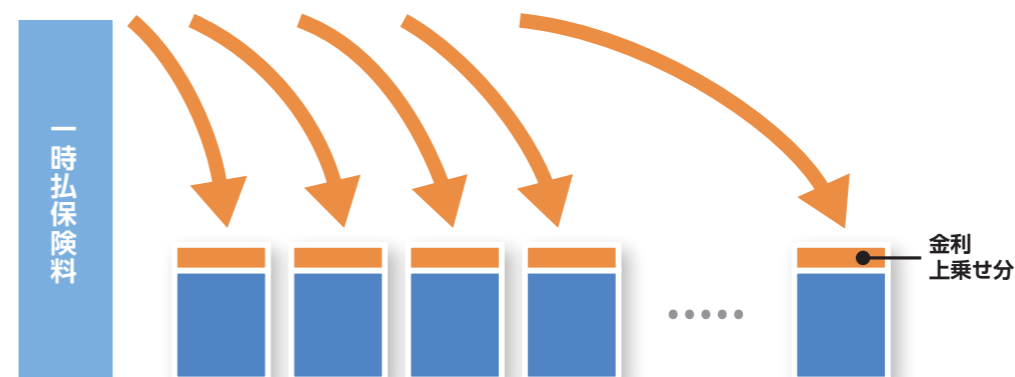
ふえた分は
受け取って自分でも
楽しみたいね



補足 こんな方法もあります 生きていうちにご家族にわたすタイプ

生前贈与で相続財産を減らし、税負担を軽減できる場合があります。

〈一般的な生存給付金付保険(すぐに贈与が開始するタイプ)のイメージ〉



生命保険金の
非課税枠は
使い切っているよ

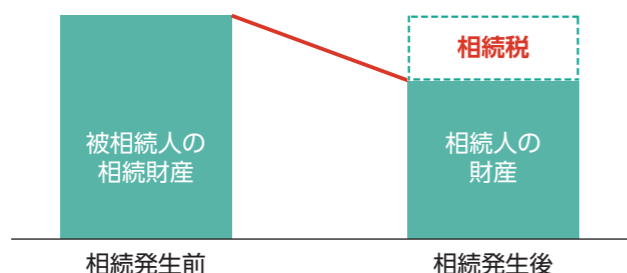
税負担の軽減に
贈与も活用したいね



具体例1 相続財産を減らさずのこせる効果

なにもしないと…

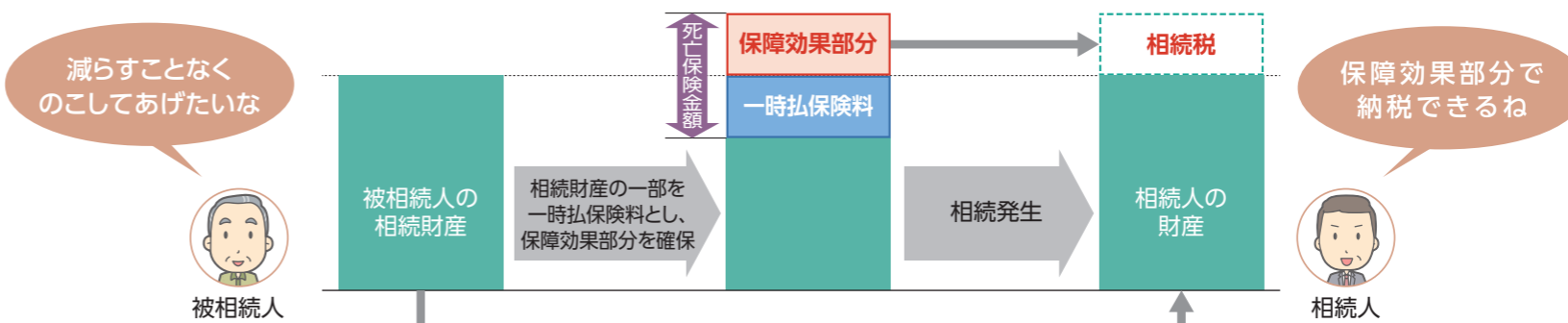
相続税分、相続財産が減少します



たとえば、しっかりのこすタイプの一時払終身保険の活用で…

相続財産の相続税のす

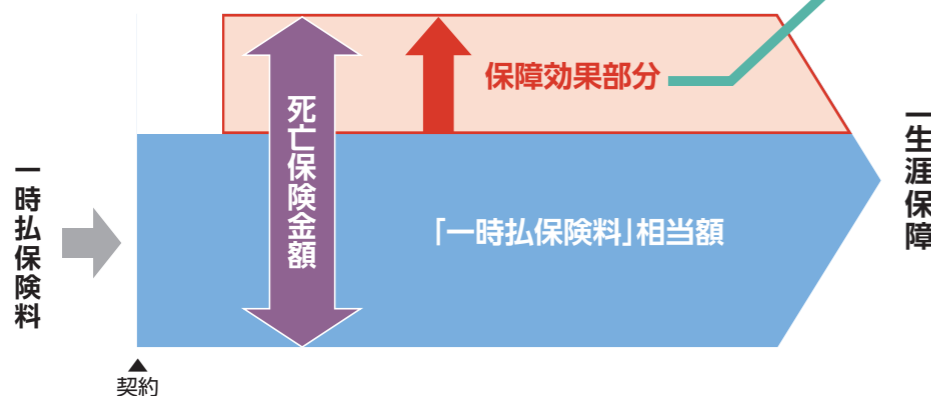
一部を一時払保険料に置きかえて、
すべてを、**保障効果部分**でまかなえられれば、相続財産はまもれます



しっかりのこすタイプ

一時払保険料を上回る死亡保障を得られるタイプの終身保険

〈一般的な定額終身保険 (一定期間経過後に死亡保険金額が大きくなるタイプ)のイメージ〉



相続発生後、相続税の【 】カッコ内は法定相続人

すべてを **保障効果部分** で支払うことを想定した **保障効果部分** の金額早見表(概算値)

(万円)

遺産総額 (基礎控除前)	配偶者あり			配偶者なし		
	子1人[2]	子2人[3]	子3人[4]	子1人[1]	子2人[2]	子3人[3]
5,000万円	40	10	0	160	80	20
8,000万円	235	175	138	725	470	330
1億円	385	315	263	1,529	770	630
1.5億円	920	748	665	4,433	2,200	1,440
2億円	1,788	1,350	1,218	8,100	4,343	2,871
3億円	4,075	3,148	2,635	17,500	10,867	7,300
4億円	6,619	5,270	4,612	27,878	18,655	13,967
5億円	9,523	7,919	6,877	40,100	28,000	21,027
7億円	16,000	13,590	12,174	64,544	48,000	38,500
10億円	26,028	22,890	20,884	101,211	83,867	68,500

* 保障効果部分の一時払保険料に対する割合は商品や被保険者の年齢、性別などによって異なります。そのため、被相続人の相続財産を一時払保険料として保険契約を締結した場合でも、保障効果部分で相続税額の全てをまかなえることを保証するものではありません。

* 相続財産および必要な保険金
* 配偶者の税額軽減を法定相続
* 法定相続分どおりに遺産を取得

額は「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)×相続税法第12条」を考慮して計算しています。分まで活用するものとします。他の税額控除は考慮していません。*子は成人とし、孫の養子縁組はないものとします。した場合は金額となります。

相続財産をまもるために、生命保険ならではのしくみ(上記の「保障効果部分」など)を活用する方法があります。

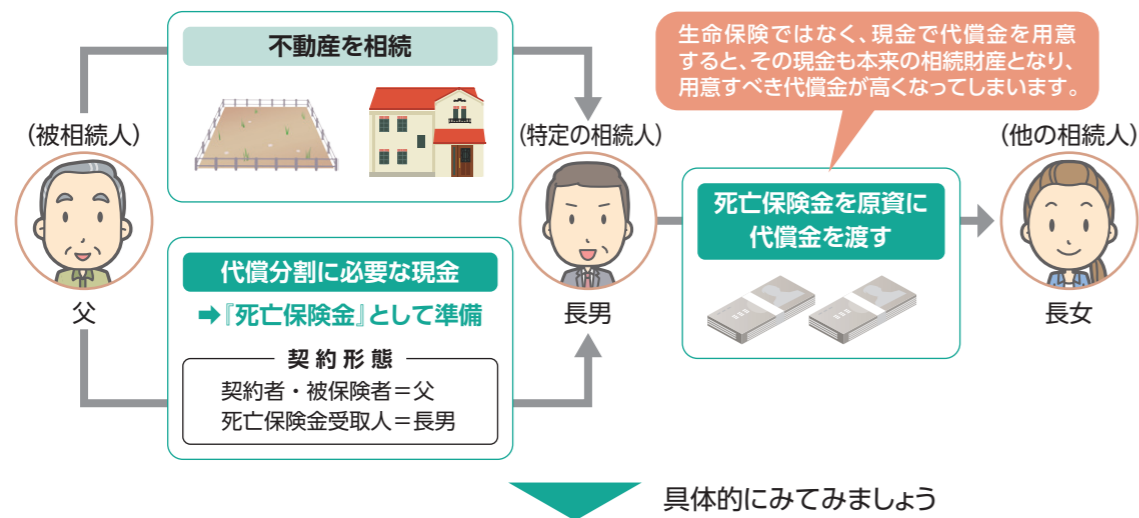


具体例2 代償分割による遺産分割

- “特定の相続人”が財産をそのまま相続する代わりに、“他の相続人”に対して相続に見合った現金等を支払う方法です。
- 分割しづらい相続財産をスムーズに分割しようとする場合に有効な手段となります。
- 一方、代償分割を行う場合には、交付者（＝特定の相続人。下記の例では長男）には代償財産として現金を支払うだけの資金力が必要になります。
- 交付者が現金をすぐに調達できない場合には、生命保険を活用することでスムーズに必要な現金を準備できます。

代償分割

長男(特定の相続人)が不動産を引き継ぐ代わりに、長女(他の相続人)に対して代償金を支払う例



父(被相続人) 総資産1億円 (不動産:8,000万円、死亡保険金:2,000万円)

	被相続人から受け継いだ資産	法定相続金額(1/2ずつ)	遺留分(1/4ずつ)
長男	不動産(相続財産) 8,000万円 死亡保険金(みなし相続財産) 2,000万円	4,000万円	2,000万円
長女	なし	4,000万円	→ 2,000万円

代償金として支払い

- 死亡保険金は、長男の固有の財産(みなし相続財産)*となり、原則遺産分割の対象外となるため、法定相続金額および遺留分は不動産(8,000万円)に対する相続分のみになります。
*相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。
- 長男は死亡保険金(2,000万円)を代償金として、長女に支払うことが可能となります。

*お客さま個々の事情、財産構成等により有効な相続準備の方法は異なりますのでご注意ください(上記では、不動産を相続した長男も納税資金は必要です)。

生命保険を活用すれば、
代償分割に必要な現金をスムーズに確保できます。



ご自身の相続について考えてみましょう

チェック項目		ポイント
遺産分割準備	<input type="checkbox"/> 相続財産を「だれに」「何を」「どれだけ」のこすか決めている	『争族』とならないよう、準備済みですか？
	<input type="checkbox"/> 遺産分割について、希望を家族に伝えている、または遺言書等に記している	遺産分割のトラブルは、相続財産額に関わらず発生します。ご家族への想いをかたちにしておくことが大切です。
	<input type="checkbox"/> 取引金融機関や財産の保管場所をご家族に伝えている	相続発生後、どの金融機関と取引があったかが分からず、ご遺族が困るケースがあります。
現金の準備	<input type="checkbox"/> 相続発生後、当面の資金確保のめどはついている	相続が発生すると、預貯金の引き出しに手間と時間がかかることがあります。
	<input type="checkbox"/> 相続税がかかる場合、納税資金を確保している	相続税は原則現金で納める必要があるため、遺産に不動産が多い場合などは要注意です。
相続財産の評価	<input type="checkbox"/> 相続財産がいくらくらいになるか、おおよそ把握している	まずはご自身の資産の洗い出しをしてみましょう。
	<input type="checkbox"/> 相続税がかかるか、かかる場合はどれくらいかかるのか把握している	万一の場合に相続税がいくらかかるか確認しましょう。
	<input type="checkbox"/> 二次相続について準備している	二次相続は「配偶者の税額軽減」が使えません。
その他	<input type="checkbox"/> 相続準備の見直しを定期的に行っている	ご本人の想いや財産内容、法改正などにより、相続準備は見直す必要があります。
	<input type="checkbox"/> 生前贈与の活用を考えたことがある	「いつ・誰に・いくら」贈与するかを生前に決められ、相続税の負担を軽減できる可能性があります。

すでに生命保険を活用して相続準備している場合はこちらもチェック!

- 生命保険金の非課税枠の適用を受けられる契約形態か **P21**
- 相続がいつ起こっても保障があるか(一生涯保障か) **P23**
- 相続税の負担を軽減する目的だけで加入していないか
- 目的に合った契約形態か(契約者・被保険者・死亡保険金受取人を誰にしているか)

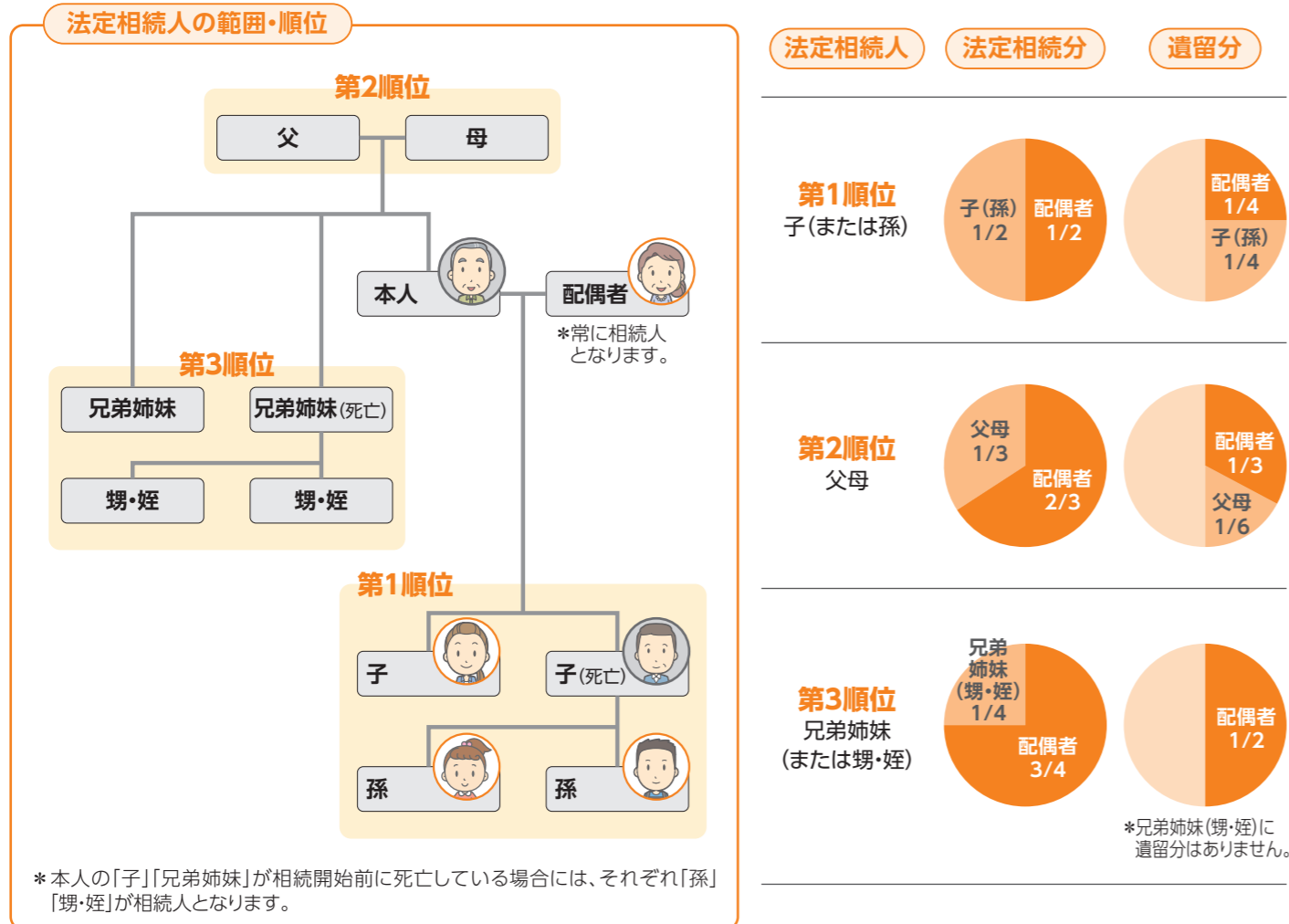
…についても、保険証券などで確認しておきましょう



参考1 法定相続人・法定相続分など

遺産分割協議の際には、法定相続分が分け方の目安になります。

民法では、相続人となる人の範囲や順位を定めています。



法定相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者 1/2 子(孫) 1/2	配偶者 1/4 子(孫) 1/4
配偶者と直系尊属(父母や祖父母等)	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	配偶者 1/3 直系尊属 1/6
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 3/4 兄弟姉妹(甥・姪) 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹(甥・姪) なし
配偶者のみ	全部	1/2
子(または孫)のみ	全部	1/2
直系尊属(父母や祖父母等)のみ	全部	1/3
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部	なし

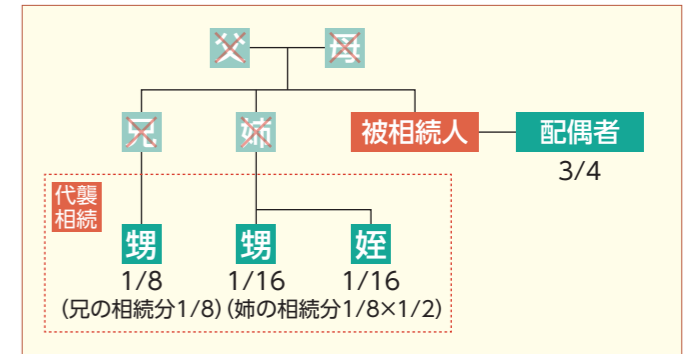
* 配偶者とは、婚姻届出済の夫婦の一方をさし、配偶者は常に相続人になります。
 * 配偶者以外の同順位の相続人が2人以上いる場合、その相続人の相続分および遺留分は原則として均等です(実子と養子の相続分・遺留分は同じ)。
 * 法定相続数の数に含める養子は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までの制限が設けられています。

■ 代襲相続人

被相続人の子ども・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合には、

- 被相続人の子どもの子孫=孫、
- 被相続人の兄弟姉妹の子孫=甥・姪が相続人となります。

この孫・甥・姪等を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものとなります。



■ 遺留分

被相続人は遺言によって相続財産の分割を指定することができます。しかし、遺言の内容によっては特定の相続人が多くの財産を相続する一方で、それ以外の相続人の相続財産が極めて少なくなるというような不都合な事態も起こりえます。

民法では、遺言の内容にかかわらず、一定の範囲の相続人に最低限保障された財産の割合を定めており、これを遺留分といいます。

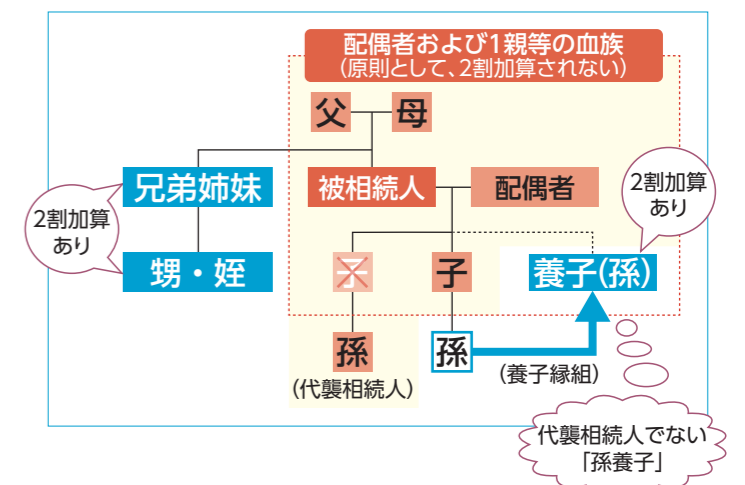
遺留分が侵害された場合、遺留分侵害額請求によって遺留分までの財産を取り戻すことも可能となります。

なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

参考2 相続税額の2割加算

被相続人の配偶者、一親等の血族(親・子ども)、代襲相続人以外の方が遺産を取得した場合、相続税が2割加算されます。

なお、養子は被相続人の一親等の血族にあたるため、通常は2割加算されませんが、代襲相続人でない孫・ひ孫を養子にしていた場合は、2割加算されるので注意が必要です。



参考3 配偶者の税額軽減

配偶者が遺産分割や遺贈により取得した相続財産が次のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。原則として、相続税の申告期限までに遺産分割された場合に適用され、未分割の財産には適用されません。

- ① 1億6,000万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

参考4 小規模宅地等の評価減の特例

被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族が事業用または居住用の宅地等として利用していた土地を相続した場合、決められた広さの部分について、通常の評価額から一定割合の評価額を減額できるという特例です。

特例を受けるための要件

原則として、相続税の申告期限までに遺産分割された場合に適用され、未分割の財産には適用されません。

＜特例適用要件＞

(1)被相続人要件

その事業用や居住用の宅地等が、相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にする親族の事業用、または居住用に使われていたこと

(2)相続人要件

相続人等が相続税の申告期限まで継続して事業用や居住用の宅地等として活用していたこと
(配偶者が被相続人の居住用の宅地等を相続した場合は、この要件は不要です)

2015年1月1日より、特定居住用宅地等の適用対象面積が拡大

宅地の種類	利用状況	適用対象宅地	減額割合	減額となる地積
居住用	居住の継続	特定居住用宅地等	80%	330m ²
事業用	事業の継続 (不動産貸付業以外)	特定事業用宅地等 特定同族会社事業用宅地等 郵便局舎の敷地に供されている宅地等	80%	400m ²
貸付用	不動産貸付業の継続	不動産貸付用宅地等	50%	200m ²

〈特定居住用宅地等と特定事業用宅地等を併用する場合〉



〈その他の変更点〉

- 二世帯住宅(構造上の区分のあるもの)は、区分所有建物登記がされている建物を除き、特例の対象(同居として扱う)となります。
- 老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地である宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り特例の対象となります。
 - ・被相続人に介護が必要なため入所したものであること
 - ・その家屋が貸付等の用途に供されていないこと

参考5 遺言の活用

主な遺言書の種類とメリット・デメリット

*2019年1月13日より、自筆証書遺言の方式を緩和する方策が施行されました。P34

	公正証書遺言	自筆証書遺言
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人関与で方式不備にならない。 ・原本が公証人役場で保管されるので変造・滅失のおそれがない。 ・家庭裁判所での検認手続きが不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかからない。 ・一人で簡単にできる(証人不要)。 ・遺言の存在およびその内容を秘密にできる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料が必要。 ・手間を要する。 ・証人2名以上が必要。 (相続人となる人などは証人になれない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・方式不備、内容不備により法的に無効になるおそれがある。 ・遺言書の紛失、相続人・他人による偽造・変造・隠匿の危険性あり。 ・家庭裁判所での検認手続きが必要。

公正証書遺言の作成件数

平成10年 54,973件 ▶ 令和5年 118,981件
(約2.2倍)
日本公証人連合会

自筆証書遺言の検認件数

平成10年 8,825件 ▶ 令和5年 22,314件
(約2.5倍)
最高裁判所「司法統計年報(家事編)」(平成19年度・令和5年度)

たとえば、相続財産の大半が不動産というときなどに、
遺言書の作成が有効な場合があります。

参考6 遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書を作成する理由

- トラブル防止
- 土地・建物の名義変更に原則必要

作成上の留意点

- 相続人全員の署名・押印(実印)・印鑑証明書が必要
- 戸籍謄本または抄本が必要
- 未成年者がいる場合は法定代理人の同意が必要

被相続人 凸山太郎の相続人 凸山一郎、凸山次郎、凸山C子 は協議のうえ、被相続人の遺産 を次の通り取得することに決定 した。	一、相続人凸山一郎は次の 遺産を取得する 東京都〇区〇町〇丁目 〇番地〇〇平方メートル 右同所同番地所在家屋番 号〇番木造瓦葺平屋建 居宅一棟 床面積〇〇平方メートル 二、相続人凸山次郎は次の 遺産を取得する 〇〇証券に預託している 〇〇商事株式会社株式 〇〇株 ② △△銀行〇〇支店定期 預金(預金番号〇〇〇〇) 三、相続人凸山C子は次の 遺産を取得する 〇×カントリークラブ 会員権 (一口)	令和〇年〇月〇日 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号 相続人 凸山一郎 印 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号 相続人 凸山次郎 印 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号 相続人 凸山C子 印
--	---	--

遺産分割協議書(見本)

資料編

*改正内容のすべてを記載したものではありません。制度の詳細については、法務省のホームページに掲載されています。

配偶者の居住権の創設

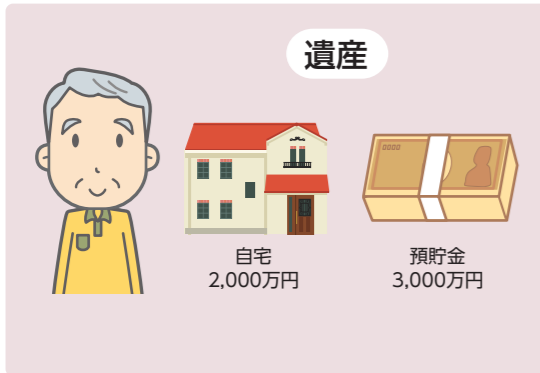
施行日:2020年 4月1日

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、「遺産分割」や「被相続人の遺言等」によって、配偶者に「配偶者居住権」を取得させることが可能になりました。

例 相続人：妻・子
遺産：自宅(2,000万円)・預貯金(3,000万円) → 法定相続分は妻：子=1：1(2,500万円ずつ)

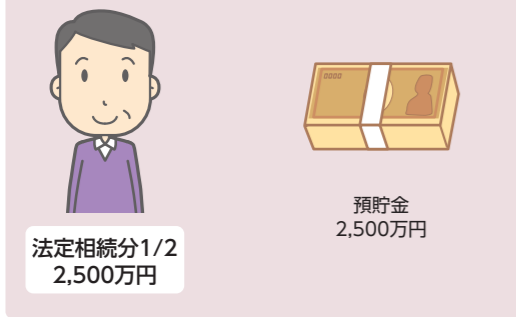
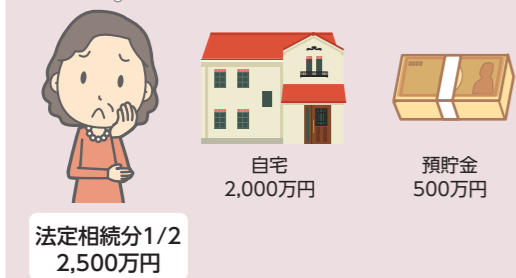
改正前

配偶者が自宅を取得する場合に、他の財産を十分に受け取れない



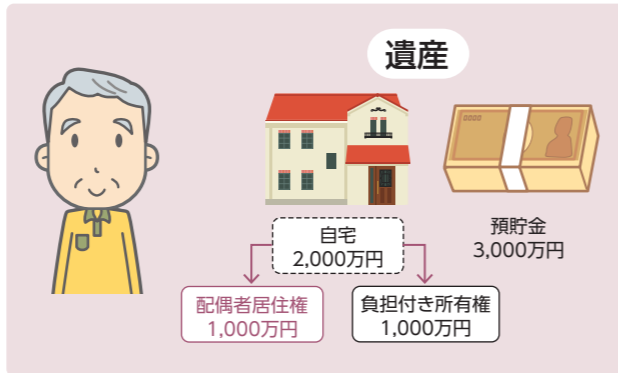
相続発生

住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで不安



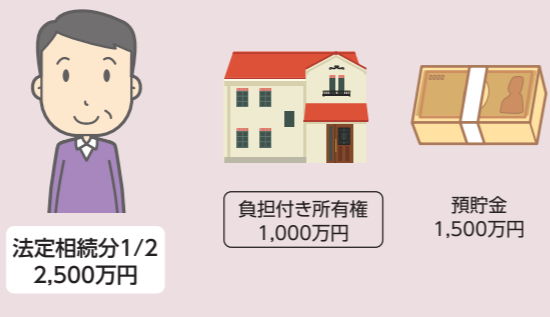
改正後

配偶者は自宅での生活を継続しながら、他の財産も多く取得できる



相続発生

住む場所もあって生活費もあるので安心



*配偶者居住権の価値は、法務省が公表している簡易な評価方法では、築年数や配偶者の平均余命などをもとに計算されます。
*配偶者居住権は、配偶者(上記の例では妻)が死亡した時点で消滅します。

背景

- 高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に対応
- 老老相続の増加
- 残された配偶者の生活に配慮
- など

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言の方式を緩和する方策 施行日:2019年 1月 13日
自筆証書遺言保管制度の新設 施行日:2020年 7月 10日

下記の2点が見直されたことで、「自筆証書遺言」がより使いやすくなりました。

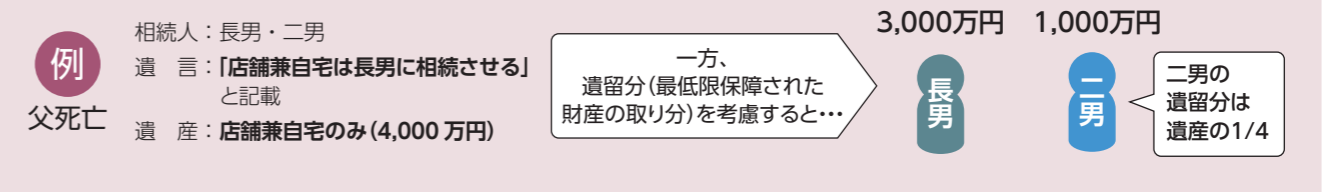
- 財産目録を「別紙」として添付する場合、その「別紙」は自書を不要とする
- 遺言(原本)を法務局に保管する制度を創設する

	改正前	改正後
作成者	本人	本人
作成方法	財産目録を含む全文の自書が必要	●「別紙」として添付する財産目録は自書が不要 ●パソコンで作成した書面や、不動産登記事項証明書・通帳のコピー添付可 ●「別紙」の全ページに署名・押印が必要
保管	自宅など	法務局に預けることが可能(自筆証書遺言保管制度)
家庭裁判所の認	必要(相続手続きに時間がかかる)	不要(すぐに相続手続きができる)
費用	不要	保管の申請:3,900円/件(遺族による閲覧にも別途費用がかかります)
その他	●形式に間違いがあれば無効 ●紛失や改ざんのおそれあり	●法務局の事務官が形式を審査 ●紛失や改ざんのおそれなし

遺留分制度の見直し

施行日:2019年 7月1日

- 遺留分の侵害額の請求には、金銭で解決できるようになりました(金銭債権のみ発生)。
- 不動産などをめぐる複雑な共有関係が生じなくなり、結果として、遺言者の意思が尊重できます。



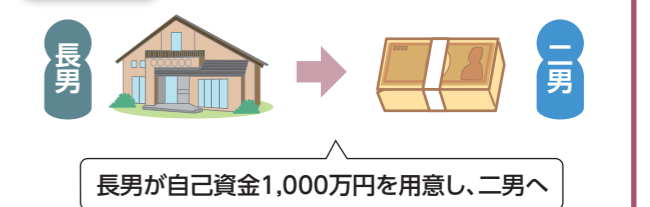
改正前

二男との共有状態



改正後*

金銭で解決(共有状態は生じない)



* 遺贈や贈与を受けた者(上記の例では長男)は、裁判所が認めれば、支払いを一定期間猶予できます。また、遺留分の計算上算入される、相続人に対する贈与(特別受益にあたるもの)は、相続開始前10年間にされた贈与に限って算入します。

次ページに続く

*改正内容のすべてを記載したものではありません。制度の詳細については、法務省のホームページに掲載されています。

遺産分割等に関する見直し

施行日:2019年 7月1日

1 婚姻期間20年以上の夫婦間の自宅の贈与



改正前

配偶者に自宅の贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとする



配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる(相続発生時の遺産額に、贈与された自宅分を加える)

*「特別受益」についてもご確認ください。P38

改正後

その自宅は遺産分割の対象から除外され(相続財産に算入されない)、残りの遺産を相続人で分割



住み慣れた自宅を確保したうえで、生活費の原資となる預貯金も得られる

* 贈与時には贈与税がかかりますが、所定の条件を満たせば、贈与税の基礎控除(年間110万円)や配偶者控除(最高2,000万円)が活用できます。

2 遺産分割前の預貯金の一部払戻し

*金融機関によって取扱いが異なる場合があります。



改正前

原則、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払戻しはできない

- × 葬儀費用の支払い
- × 残された家族の生活費の支払い

改正後

遺産分割協議が終わっていても、一定の上限^{※1}のもと、相続財産にあたる預貯金の払戻しができる

※1 上限額 = 相続開始時の預貯金額(口座ごと) × 3分の1 × 法定相続分 (金融機関ごとに150万円まで)

(注意事項)

- 制度利用には、金融機関への所定の書類^{※2}が必要となります。提出後、払戻しまでには一定の時間を要します。
- ※2 本人確認書類に加え、概ね以下の書類が必要になります。
 - ・ 被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書(出生から死亡までの連続したもの)
 - ・ 相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書
 - ・ 預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書
- 遺言がある場合など、制度を利用できない場合があります。
- この制度により払い戻された預金は、後日の遺産分割において、払戻しを受けた相続人の相続財産に算入されます。(受取人固有の財産となる生命保険金とは異なります。)

背景

- 高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に対応
- 老老相続の増加
- 残された配偶者の生活に配慮
- など

3 遺産分割前に処分された財産の扱い

共同相続人の一人が、遺産分割前に財産を処分した場合に生じる、相続人間の不公平をなくす方策です。



改正前

例えば、相続人の一人が相続開始後に密かに預金を引き出した(処分した)場合、その預金は遺産ではなくなる(遺産分割の対象に含めない)



遺産分割において、処分者以外の相続人に不公平な結果が生じる

改正後

処分者以外の同意があれば、処分された財産を遺産分割の対象に含める



処分がなかった場合と同じ結果を実現し、公平な遺産分割を実現することができる

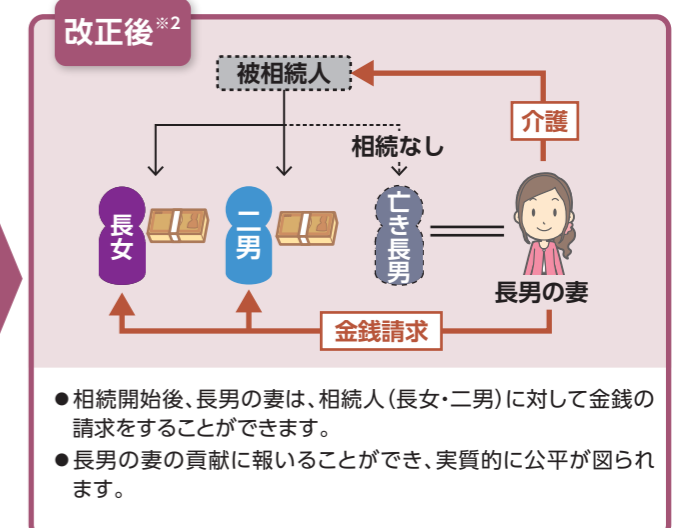
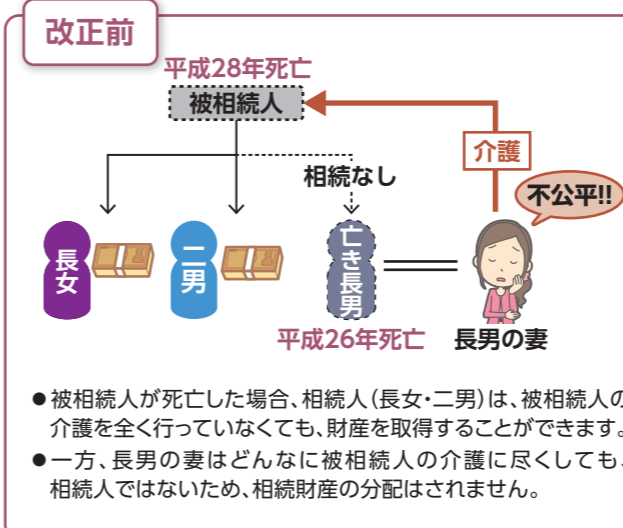
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

施行日:2019年 7月1日

被相続人の相続人でない親族^{※1}(特別寄与者)は、無償で介護や看病をすることで、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした場合、相続人に対して金銭(特別寄与料)の請求をすることができるようになりました。

※1 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

例 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合(相続人は長女・二男)



※2 遺産分割手続きが過度に複雑にならないよう、遺産分割は改正前と同様に相続人だけで行い、相続人に対する金銭請求を認めることとなります。

1	相続	故人(被相続人)の財産を血縁関係にある相続人が引き継ぐことをいいます。現預金や不動産などのプラスの財産に限らず、借入金などマイナスの財産も含まれます。
2	遺贈	遺言によって、遺言者の財産の全部または一部を贈与することをいいます。遺贈により、法定相続人以外にも財産をのこすことができます。
3	相続放棄	相続人が相続財産を全部放棄することです(各相続人単独でも可)。相続開始を知ってから3ヵ月以内に家庭裁判所に届出する必要があります。
4	限定承認	相続人全員が相続財産の一部に限定して引き継ぐことをいいます。プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐことになります。相続開始を知ってから3ヵ月以内に家庭裁判所に届出する必要があります。
5	準確定申告	故人(被相続人)が亡くなる日までのその年度の所得について、相続開始を知ってから4ヵ月以内に税務署へ準確定申告書を提出する必要があります。所得税額は債務控除の対象となります。
6	遺産分割協議	遺言がない場合、法定相続人が遺産を相続することになります。遺産は相続人が複数の場合、全員の共有財産となり、誰にどのように分けるかを話し合うのが遺産分割協議です。相続人全員が参加しなければならず、参加していない人がいるとその協議は無効になります。
7	法定相続分	民法では、遺産を相続できる人が定められており、これらの人を「法定相続人」といいます。また、「法定相続分」とは、民法にしたがって各相続人が相続する遺産の割合です。遺言や遺産分割協議で、その割合を変更することができます。
8	代襲相続人	被相続人の子ども・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合、被相続人の子ども(孫)・兄弟姉妹の子ども(甥・姪)が相続人となります。
9	遺留分	民法では、遺言の内容にかかわらず、一定の範囲の相続人に最低限保障された財産の取り分を定めており、これを遺留分といいます。兄弟姉妹に遺留分はありません。
10	遺留分侵害額請求	遺言等によって遺留分が侵害されたとき、侵害された相続人は遺留分の取り戻しを請求することができます。

11	寄与分	相続人のうち、被相続人の事業に関する労務の提供・財産上の給付(資金援助など)・療養看護などにより、被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した人は、本来の相続分に加えて、その寄与した分を取得することを認めています。
12	特別受益	相続人のうち、被相続人から遺贈を受けたり、婚姻・養子縁組のための贈与、事業資金・住宅購入資金などの生計の資本としての贈与を受けた人は、相続発生時の遺産額にその贈与された価額を加え、遺産分割を行います。
13	みなし相続財産	民法上は相続や遺贈によって取得した本来の相続財産ではないものの、相続財産と同様の経済的効果を持つものを「みなし相続財産」といいます。例えば生命保険金や死亡退職金は、相続等によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。
14	死亡保険金・死亡退職金の非課税枠	死亡保険金、死亡退職金ともに「500万円×法定相続人の数」まで相続税は非課税となります。ただし、非課税枠の適用があるのは受取人が相続人の場合のみです。
15	配偶者の税額軽減	配偶者が遺産分割や遺贈により取得した相続財産が、「1億6,000万円」と「配偶者の法定相続分相当額」のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。
16	債務控除	相続財産の合計額から被相続人の債務・税金や葬式費用を控除することができます。
17	小規模宅地等の評価減の特例	遺産の中に、一定の要件を満たす住宅や事業に使われていた宅地などがある場合は、その宅地の評価額から最大80%を減額できる特例です。
18	相続税額の2割加算	被相続人の配偶者、一親等の血族(親・子ども)、代襲相続人以外の人が遺産を取得した場合、相続税が2割加算されます。
19	相続税の申告期限	申告期限は、相続開始を知った日の翌日から10ヵ月以内です。全額を一括で現金により納付することが原則です。
20	調停	遺産分割での相続争いなどを解決するために、家庭裁判所が仲介して当事者間で和解させることです。
21	審判	家庭裁判所が、遺産分割での相続争いなどの事件を審理して判断、または判決を下すことです。

配偶者がいる場合(一次相続)

(単位:万円)

相続財産 (基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
	配偶者の税額軽減の特例を最大限活用	法定相続割合どおりの相続税額	配偶者の税額軽減の特例を最大限活用	法定相続割合どおりの相続税額	配偶者の税額軽減の特例を最大限活用	法定相続割合どおりの相続税額	配偶者の税額軽減の特例を最大限活用	法定相続割合どおりの相続税額
4,000		0		0		0		0
5,000	0	40	0	10		0		0
6,000	0	90	0	60	0	30		0
7,000	0	160	0	113	0	80	0	50
8,000	0	235	0	175	0	138	0	100
9,000	0	310	0	240	0	200	0	163
10,000	0	385	0	315	0	263	0	225
15,000	0	920	0	748	0	665	0	588
16,000	0	1,070	0	860	0	768	0	675
20,000	668	1,670	540	1,350	487	1,218	450	1,125
25,000	1,772	2,460	1,430	1,985	1,296	1,800	1,215	1,688
30,000	3,230	3,460	2,670	2,860	2,371	2,540	2,194	2,350
32,000		3,860		3,210		2,840		2,650
35,000		4,460		3,735		3,290		3,100
40,000		5,460		4,610		4,155		3,850
45,000		6,480		5,493		5,030		4,600
50,000		7,605		6,555		5,963		5,500
60,000		9,855		8,680		7,838		7,375
70,000		12,250		10,870		9,885		9,300
80,000		14,750		13,120		12,135		11,300
90,000		17,250		15,435		14,385		13,400
100,000		19,750		17,810		16,635		15,650
200,000		46,645		43,440		41,183		39,500
300,000		74,145		70,380		67,433		65,175
400,000		101,645		97,880		94,115		91,425
500,000		129,145		125,380		121,615		117,850

配偶者の税額軽減の特例を最大限活用
法定相続割合どおりの相続税額

*相続財産は基礎控除を差し引く前の課税価格の合計です。
*配偶者の税額軽減のみ適用。 *税額は概算数値です。
*子は成人とし、孫の養子縁組はないものとします。

配偶者がいない場合(二次相続)

(単位:万円)

相続財産 (基礎控除前)	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人
4,000	40	0	0	0
5,000	160	80	20	0
6,000	310	180	120	60
7,000	480	320	220	160
8,000	680	470	330	260
9,000	920	620	480	360
10,000	1,220	770	630	490
15,000	2,860	1,840	1,440	1,240
16,000	3,260	2,140	1,640	1,390
20,000	4,860	3,340	2,460	2,120
25,000	6,930	4,920	3,960	3,120
30,000	9,180	6,920	5,460	4,580
32,000	10,080	7,720	6,060	5,180
35,000	11,500	8,920	6,980	6,080
40,000	14,000	10,920	8,980	7,580
45,000	16,500	12,960	10,980	9,080
50,000	19,000	15,210	12,980	11,040
60,000	24,000	19,710	16,980	15,040
70,000	29,320	24,500	21,240	19,040
80,000	34,820	29,500	25,740	23,040
90,000	40,320	34,500	30,240	27,270
100,000	45,820	39,500	35,000	31,770
200,000	100,820	93,290	85,760	80,500
300,000	155,820	148,290	140,760	133,230
400,000	210,820	203,290	195,760	188,230
500,000	265,820	258,290	250,760	243,230

